

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和5年2月27日（月曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午後3時38分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、伊藤 幾子、 平野真理子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	玉木 裕一		
事務局職員	局長 補佐 毛利 元 議事係長 中川 真理		
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志          公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩          次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子          行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫          職員課課長補佐 入江 卓司 検査契約課長 河上 昌輝          検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 濱岡 直樹          財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 福井 一朗          資産活用推進課課長補佐 有田 博</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉          収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志          固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘          人権推進課課長補佐 太田奈津美 男女共同参画課長 池上 朱美          男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二          危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p>		

	<p><b>【監査委員事務局】</b>  事務局長 富山 茂      事務局次長 川口 悦代  局長補佐 金岡 正樹</p> <p><b>【選挙管理委員会事務局】</b>  事務局長 馬場 睦雄      事務局次長 田淵 康修</p> <p><b>【出納室】</b>  会計管理者兼出納室長 中村 理人      室長補佐 井上 拓也</p> <p><b>【市議会事務局】</b>  事務局長 保木本英明      事務局次長 植田 光一  局長補佐 毛利 元</p>
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前10時0分 開会

**【総務部・危機管理部】**

◆砂田典男委員長 皆様、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆砂田典男委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、まず、総務部・危機管理部、先議分の説明、質疑、討論、採決、続いて、先議外の議案説明、報告、請願・陳情審査、令和5年度当初予算の説明、その後、各種委員会等という流れとしております。企画推進部、市民生活部の所管分につきましては、2月28日といたします。

令和5年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

まず初めに、乾部長に御挨拶をいただきたいと思っております。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。

（ ） おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日は、総務部・危機管理部の総務企画委員会、そして、予算審査特別委員会の総務企画分科会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、議案の関係でございますけれども、一般会計補正予算等、先議分といたしまして、2議案ございます。そのうち一般会計では、ふるさと納税寄附金が、年度末までに9億3,700万と

というような見込みに達するのではないかという見込みを立てております。過去最高の寄附額が見込める状況となりました。

そして、先議分以外の議案が4件ございました後、報告事項が3件ございます。

その後、予算審査特別委員会の総務企画分科会におきましては、令和5年度当初予算、こちらのほうの説明をさせていただきます。いずれも、説明、答弁等、簡潔にさせていただくよう努めますので、委員の皆様には、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）**

◆砂田典男委員長 それでは、先議分の審査に入ります。議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口課長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、議案第19号一般会計補正予算（第10号）でございます。所管に属する部分について御説明を申し上げます。説明に当たりましては、A4横長になっておりますが、資料1、こちらに沿って御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、こちらの令和4年度2月補正予算に沿ってでございますが、まず最初にでございますが、歳入につきましては、主な一般財源のみを御説明をさせていただきたいというふうに思っております。それから、歳出につきましては、このたびの補正は、実績見込みによる補正というのが多くありますので、主なものに絞って御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、1ページを御覧ください。1ページ、それから2ページにつきましては、それぞれ市税の、それぞれの費目に応じた決算見込みによる補正額ということでございます。

それから、3ページの地方譲与税、それから、4ページ・5ページの中段、款9自動車税環境性能割交付金、こちらまでも、こちら鳥取県のほうから実績見込みが示されましたので、それに呼応しまして補正額を計上するものということでございます。

それから、その下でございますが、款11地方交付税、項・目、地方交付税、地方交付税でございます。このたびの補正額が10億2,299万5,000円ということでございます。その内訳としましては、普通交付税が8億2,295万5,000円ということでございますが、こちらは、12月9日に、国のほうから普通交付税の最終決定額、こちらが示されましたので、この額に応じまして増額をするものでございます。なお、決定額につきましては、口頭で申し訳ございませんが、214億9,771万3,000円、これが普通交付税の決算額ということになります。

それから、もう一つございます特別交付税、このたびの補正額が2億円ということでございます。こちらにつきましては、12月、それから1月の大雪に応じまして、このたびの補正額でも計上しておりますが、除雪費が大幅に増えております。このたびの補正額としましては、3億9,169万8,000円ということでございますので、このうちの2億円を特別交付税で現在申請

をしているところでございますので、この分を計上をさせていただきたいということでございます。現在の特別交付税の予算額は、この2億円を足しまして20億円というふうに計上をさせていただいているものでございます。

続きまして、少し、6ページからは特定財源になりますので、こちらは歳出のほうで御説明をさせていただきます。

少し飛んでいただきまして、10ページでございます。10ページの一番下でございます。款20繰越金、項・目、繰越金、繰越金でございます。こちら補正額3億8,640万4,000円ということでございまして、こちら、令和4年9月議会で決算認定をいただきました。この額が29億8,266万1,000円でございますので、このたびは増額をして、この額で計上をするということでございます。全て一般財源として計上させていただくものでございます。

それから、少し飛んでいただきまして、12ページでございます。12ページの一番下段でございます。款22市債、目12臨時財政対策債でございます。このたびの補正額が、減額の7億8,258万円ということでございます。こちら、先ほど、普通交付税のところ御説明をさせていただきましたが、増額の部分、こちら、臨時財政対策債を減額の調整がされております。その結果、このたびの臨時財政対策債を7億8,258万円減額しまして、最終決定額が15億1,742万円ということになりました。

以上、歳入の説明でございました。

○塩谷範夫次長兼職員課長 委員長。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。続きまして、歳出の主なものについて、担当課のほうから説明をさせていただきます。13ページを御覧ください。款総務費、項総務管理費、目一般管理費の職員費（一般職）のうち、職員費（一般職）でございます。予算書68ページ、所属別事業一覧は4ページでございます。補正額1,023万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらのほうは、職員の時間外勤務手当の実績見込みによる増額ということでございます。主な中身としては、11月30日に発生しました鳥インフルエンザ、こちらのほうの職員動員というのがありまして、その時間外を、主なものとしては増額するということでございます。

その下、職員費（一般職）のうち、新型コロナウイルス感染症対応職員費でございます。こちら、6,738万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらの職員費につきましては、12月補正で8,219万4,000円の増額補正をしたところではありますが、第8波の陽性者数が1月下旬辺りから減少傾向にあり、2月も2桁の日が多くなっているという状況でございます。それに対応する職員の動員数、時間外も減っているということで、減額補正をするものでございます。

続きまして、下から2行目の人事管理費の研修参加費でございます。予算書70ページ、所属別事業一覧は4ページでございます。補正額は360万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは、コロナ禍にありまして、県外への研修等の参加というのが難しく、旅費でありますとか、委託料等を減額するというものでございます。

続きまして、一番下の衛生管理費でございます。予算書70ページ、所属別事業一覧は4ページでございます。補正額は274万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは、職員の間ドックや定期健診等の受診実績によります手数料の減額ということで、市立病院、保健事業団、協会けんぽ等に支払う手数料の減額というものでございます。説明のほうは以上です。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財政経営課、濱岡です。私のほうは14ページになります。14ページの下から3段目になります。目のほうが財産管理費、こちらの旧本庁舎・第二庁舎解体事業費、減額の1,892万8,000円になります。予算書は72ページ、所属別事業一覧は5ページの24番になります。先日の閉会中委員会でも説明させていただきましたが、1月19日に旧本庁舎と第二庁舎ともに施工業者より引渡しを受けております。工事が完了したことに伴いましての減額補正となります。また、財源につきましても、事業費の減に合わせて減額しておりますし、また、行政改革推進債分、こちら減額のほうをしております。

続きまして、その下段になります。本庁舎等管理費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）です。こちら、予算書72ページ、所属別事業一覧は5ページの25番になります。補正額は1,083万9,000円で、財源といたしまして867万1,000円、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを充当しております。国の補正予算に呼応いたしまして、本庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、また各総合支所、こちらの庁舎内に設置しておりますアルコール消毒液などの衛生用品につきまして、購入するための費用といたしまして123万9,000円、また、保健所の電話料金、こちらにつきまして960万補正いたしまして、こちらは令和5年度に繰り越して使用いたしますものです。はい、以上です。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。続きまして、その下の事業でございます。目財産管理費、事業名はファシリティマネジメント推進事業費でございます。予算書は72ページ、補正予算事業一覧は6ページのナンバー30となります。補正額は524万円の減、補正後の額は5,329万5,000円となります。これは、公共建築物の12条点検や消防設備点検など、各種業務委託料の実績見込額といたしまして、524万円を減額するものでございます。以上でございます。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口課長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、15ページの3つ目でございますが、基金積立金でございます。予算書のページが72ページ、所属別事業一覧のページが3ページということでございます。その下のほうでございますが、基金積立金（ふるさと納税基金）でございます。こちら、補正額が8億4,857万円ということでございます。こちらは、ふるさと納税の4月～12月納付分、こちらは、企業版ふるさと納税を除いた

ものということになりますが、個人さんから頂いたふるさと納税の12月分までを、ふるさと納税基金に積立てを行うものでございます。なお、この積み立てた額につきましては、令和5年度当初予算に取り崩して計上する予定でございます。以上でございます。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。予算書は74ページ、所属別の事業一覧は9ページでございます。款総務費、項総務管理費、目は諸費に変わります。総合防災対策費の総合防災対策事業費でございます。補正額は23万4,000円の減額、補正後額は1,786万1,000円でございます。これは、鳥取市地域防災計画の印刷費の減額154万円と、その他の役務費の実績見込みによる減額6,000円、合わせて154万6,000円が減額となる一方、令和3年7月に発生しました大雨災害について適用された、災害救助法の災害救助費の精算による償還金の増額131万2,000円を計上したため、差引き23万4,000円の減額をお願いするものでございます。

この償還金については、23ページの資料により御説明したいと思います。23ページを御覧いただければと思います。まず、災害救助法についてでございますが、大規模な災害が発生した場合、また、発生のおそれがある場合には、災害救助法が適用されますと、応急救助の主体が市町村から都道府県に移りまして、市町村は、都道府県の事務委任を受けた救助の実施主体、または、都道府県の補助として応急救助を行い、基準の範囲内では、費用負担なしで応急救助を行うこととなります。このたびの補正予算は、令和3年度に交付された災害救助費871万5,051円について、本年度、国の精査監査、精査の監査が行われまして、その精算として、131万1,831円の償還が生じることになったためのものでございます。

精算の内容としましては、上側の表ですが、令和3年7月大雨災害に係る災害救助費という上の表を御覧ください。災害救助費には、幾つかの項目がありますが、7月の大雨で本市が求償した項目は、救助費のうちの避難所の設置と、炊き出しその他による食品の給与、また、避難所設置・運営に係る時間外勤務手当等の救助事務費でございます。

このうち、まず、避難所の設置で、119万2,574円の精算が生じました。この精算事由は、大きく2つ、2点ございます。まず1点目でございますが、資料の下側になりますが、精算事由のその1を御覧ください。これに書いておりますように、この大雨のときに避難所を開設しましたが、この避難所で、避難者や避難所運営従事者が使用する備蓄物資、毛布や電池、マスク等々でございますが、これらのうち、令和3年7月、コロナ禍にありましたので、感染リスクを下げるための備蓄物資ですね、マスクやペーパータオル、手指アルコール消毒液、こういったものは、あらかじめ、コロナ地方創生臨時交付金を活用して備蓄しておりました。これらの備蓄物資を、令和3年の7月大雨のときに使用したために、この補充に要する経費を災害救助費で求償したものであります。そうしたところ、本年度の国の監査におきまして、国のほうの見解でございますが、コロナ地方創生臨時交付金を活用した備蓄物資においては、それらの再配備に要する経費は災害救助費の対象外ということで、監査の結果になりました。改めて、コロナ地方創生臨時交付金を活用するか、市町村の一般財源で賄うものであって、災害救助費で

の求償は認められないという見解が示されました。

また2点目でございますが、被災時に、避難所の1つとして、鳥取県民体育館、こちらのほうを、鳥取市と鳥取県の協定に基づいて借り上げし、開設いたしました。その協定に基づいて負担した経費は、災害救助費で求償できる旨、県と市で共通認識をしており、災害救助費で求償しておりましたが、この監査で、国の見解では、被災都道府県または市町村が所有する公の施設等を利用する場合、経費の一部においては、災害救助法の対象外となるものがあるということで、このたびは返還の対象となったものでございます。

対応策といいますか、今後につきましては、県の施設を避難所利用する場合においては、その発生した経費について、協定の見直し等も含めて、県と協議していきたいと考えておるところでございます。

救助事務費については、上の救助費ですね、避難所設置と炊き出しに関する部分でございますが、この救助費の10分の1が求償の上限額とされていますので、先ほど御説明いたしました救助費が精算によって減額されたことに応じまして、11万9,257円の償還が生じ、合わせて131万1,831円の償還となるものでございます。こちらについては以上でございます。

続きまして、4段下がりまして、同じく予算書74ページ、所属別事業一覧9ページ、防災備蓄事業費の防災備蓄事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。補正額は350万円、補正後額も同額でございます。財源は、国・県支出金が280万円、一般財源が70万円でございます。これは、従前より取り組んでおります災害時の備蓄物資のうち、新型コロナウイルス対策で使用するウェットティッシュですとか、吸熱シート、こういった衛生用品の更新整備を、この臨時交付金を活用して行うものでございます。なお、この事業につきましては、資料1の3に記載しておりますように、全額を令和5年度に繰り越して事業を執行する予定といたしております。

続きまして、資料は16ページでございます。同じく予算書74ページ、所属別事業一覧9ページ、防災ラジオ整備事業費でございます。補正額は1,665万4,000円の減額、補正後額は1,129万7,000円でございます。本市では、令和2年4月から、避難情報などの緊急情報の伝達手段として、鳥取市防災ラジオの運用普及をしております。市民の皆様には、1台2,000円の価格で、販売業者となっている市内のスーパーマーケットや電器店などで御購入いただいておりますが、防災ラジオが1台売れますと、鳥取市は8,327円を委託料として販売業者に支払うこととなっております。当初予算の計画では、令和4年度の販売台数を3,000台と見込んでおりましたが、昨年6月にリリースしました鳥取市防災アプリが、現在までに4,900ダウンロードを超えて、後発の新たな情報伝達への関心が高まっている状況が見られることなどから、年間の販売台数が2,000台の減となる、1,000台程度となる見通しとなったため、2,000台分の委託料1,665万4,000円の減額をお願いするものでございます。以上でございます。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。続きまして、同じく16ページ中段の事業でございます。款総務費、項徴税費、目税務総務費の税務事務費における、

ふるさと納税推進事業費でございます。予算書は76ページ、補正予算事業一覧は6ページのナンバー31となります。補正額は8,510万7,000円、財源内訳は、その他財源で、返礼品代金の18%を出店手数料として頂いているもので、1,009万8,000円、一般財源は7,500万9,000円をお願いするものでございます。補正後の額は4億3,793万2,000円となります。これは、本年度のふるさと納税が好調に伸びておりまして、12月補正で必要経費をお願いしたところでございますが、その後の推移から、さらに寄附額の増加が見込まれ、最終的に、寄附額は9億3,700万円を見込んでいるところでございます。ちなみに、1月末の寄附額でございますけれども、約8億7,910万円となっております。これに伴いまして、返礼品の調達経費、外部ウェブサイトの利用手数料などの諸経費を計上しているものでございます。また、企業版ふるさと納税の本年度の寄附額は、4件で2,120万円を見込んでおり、コロナ禍で、令和4年9月、地方銀行と民間事業者とマッチング支援の協定を結びまして、この協定を通じて得た納税額2,000万円に対して、手数料として寄附額の2割、440万円をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。資料1、少し飛びまして20ページになります。中段にあります地域食堂ネットワーク運営補助金の生活困窮者食料配布事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）についてです。予算書92ページ、事業一覧9ページの55番になります。これは、コロナ禍及び物価高騰等の影響によりまして、食事に困難を抱える困窮世帯の支援を行うものでして、一定保存の利きますパックの御飯でありますとか、レトルト食品等を確保いたしまして、必要に応じて配付をするものでございます。補正額は118万8,000円をお願いするものです。以上でございます。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財政経営課、濱岡です。続きまして、款農林水産業費、項農業費、目農地費、国土調査事業費になります。こちらで、国土調査事業費（令和4年度国2次補正）になります。予算書は112ページ、事業別一覧は6ページの29番になります。資料1と所属別事業一覧ともに、1段上にも国土調査事業費、2段書きになってますけれども、上段のほうにつきましては、今年度実施分の精算ということになります。下のほうの令和4年度国2次補正分になりますけれども、こちらは、国の補正予算に呼応いたしまして、国土調査事業費として、人件費や物件費など1億2,049万3,000円、こちらを要求させていただくものです。内容につきましては、地籍調査事業、これを進めるために、進めるために、会計年度任用職員の人件費や事業の委託料などを計上しております。近年、鳥取市におきましては、国の補正予算に呼応いたしまして、財源の確保に努めているところでございます。今回の補正に係る実施面積は1.81平方キロメートルで、進捗率は24.75%となる見込みです。以上です。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。予算は消防費に変わります。資料は21ページでございます。予算書132ページ、所属別事業一覧は10ページ、款消防費、項消防費、目非常備消防費の消防団運営費、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業（令和4年度国2次補正）でございます。補正額は3,000万円、補正後額、同額の3,000万円でございます。補正予算の財源は、国・県支出金が1,000万円、一般財源が2,000万円でございます。これは、鳥取市消防団員が活動する際に着用する活動服を、国の2次補正予算の消防団設備整備費補助金、収入の6ページに載っておりますが、こちらのほうを活用して更新するものでございます。補助率は3分の1でございます。消防団員が着用する活動服につきましては、消防組織法という法律で、消防庁の定める基準に従いまして、市町村が定めることとなっております。この活動服の基準は、直近では平成26年2月に改正されておりますが、本市の消防団員は、平成13年4月に定められた基準、言わば、古い基準に基づいた活動服を着用しております。この古い基準の活動服を、国の補助金を活用して、視認性が高い現在の基準の活動服に更新し、安全性の向上などを図ろうとするものでございます。この事業につきましては、資料1の3に記載のとおり、全額を令和5年度に繰り越して事業を実施することといたしております。以上でございます。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口課長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、少し飛んで22ページでございます。款11公債費、項公債費、目元金、それから、その下が利子でございます。予算書のページが148ページ、所属別事業一覧が4ページということでございます。

最初に、元金のほうでございますが、このたびの補正額が591万8,000円、補正後額が91億9,583万3,000円ということでございます。こちらは、臨時財政対策債の利率見直し、これ、10年後に利率見直しをするわけでございますが、こちらの元利償還、いわゆる利息の部分が0.8から0.1に変更となりました、見直しによって、これによりまして、元金のほうが増額になって、利息のほうが減るといふ調整が入りましたので、591万8,000円を計上するものでございます。

それから、目利子でございます。補正額が998万4,000円、補正後額が4億9,692万1,000円ということでございます。こちらは公的資金、これは財務省が行っております財政融資資金でございますが、こちら、想定、当初想定しておりましたのが0.3%でございましたが、このたびの借入れのときには、0.5%に少し金利が上がってきたということでございますので、こちらの分が計上されまして、998万4,000円が増額になったということでございます。なお、財源内訳のところの国・県支出金のところの6万1,000円につきましては、県のほうから利子の上昇分、これを2分の1頂きますので、工業団地分のみでございますが、6万1,000円を計上するものでございます。

以上で、このたびの補正の説明は終わります。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。失礼いたします。ふるさと納税が、かなりの額が見込まれるということでございますけれども、これの要因というのはどのように考えられているのか、ちょっとお伺いいたします。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。ふるさと納税、令和4年度の好調の要因ですけれども、1月末時点で2万8,113件、寄附額は8億7,900万、今、頂いております。やはり一番の要因は、昨年、令和3年10月から、新たに返礼品に追加しました炊飯器、これがかなりの人気となりまして、現在、寄附額の約50.7%、寄附額の4億4,598万2,000円、大方半分を炊飯器が占めております。それが、今かなり、好調な要因でございます。以上でございます。

◆柳 大地委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。所属別事業一覧の3ページの鳥取市史編さん事業についてお尋ねさせていただきます。ちょっとこの事業の進捗状況を確認したいんですけど、第6巻の大正篇というのを多分編さんしてると思うんですけど、この終了時期の見込み、あと刊行のめどはついてますでしょうか。

○一村泰志次長兼総務課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村でございます。現在、新修鳥取市史の大正篇を編さんしております。これにつきましては、令和7年度末を目標に、今、編さん事業を行っております。大体進捗率ですが、約70%でございます。ちょっと原稿については、編さん、編集、執筆者の方に随時依頼をかけております。もう少し、事業については、編さん事業が期間を要するというところで伺っております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。今、進捗率は70%ととのことなんですけど、これ、誰がどのように進捗把握されてますでしょうか。

○一村泰志次長兼総務課長 委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 これは、市史編さん室のほうで事業の進捗を行っております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。ちょっと私のほうで、調べさせてもらって、これ、議員図書館のほうで、平成21年度の決算事業別概要書のほうで、ちょっとこれについて、いろいろ書かれてて、そも

そも編さん開始が平成5年で、当初の、これも多分、この時点で、多分遅れも出てて、予定変更というふうに書いてあったんですけど、もともと平成23年に、この第6巻が刊行予定というふうに書いてあって、それから、こう毎年毎年、今年度中の刊行を目指すっていうのが、こう当初予算のところに書かれていて、平成30年度以降は、早期の刊行を目指すっていうふうに、この完成時期が、こう示されないようになって、これ、ちょっと、恐らくもうこの10年以上、この遅れてるっていう、これも、ちょっと多少の遅れじゃないんじゃないかなっていうふうに思うんですけど、割と。毎回ですが、ちょっと執筆者への原稿提出の督促と、刊行準備に向けた体制強化が必要というふうに書いてあるんですけど、その、今、令和7年度っていうのが示されて、そのまま実際、こう達成されるのかどうかっていう見込みを、お聞かせください。

○一村泰志次長兼総務課長 委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村です。達成に向けて、今編さん作業を行っておるところですので、そうですね、7年度末に向けて事業を行っておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 やっぱり、この歴史の編さんってなると、なかなか市役所職員としても、こう何が進んでいるのか、進んでないのかっていうのが、多分難しいと思うんです。それで、先ほどの質問の、誰がどのようにっていうところだと思うんですけど、恐らく、この進捗を把握するというのは、これだけの遅れがあるっていうことは、多分、別の方、第三者に見てもらってかかっていう形じゃないと。恐らく、この編さん委員自体は替わってないと思うんですけど、市役所職員のほうは、替わって行って、なかなかチェック体制が難しいんじゃないか、もう30年ぐらい編さんが始まってからたって、かなりの予算つぎ込まれていると思うので、そこら辺の体制を立て直さないと、令和5年度に今度つながってくると思うので、体制が。あと、恐らく、市役所側は1人、その編さん管理のほうになってるかなと思うんですけど、そこら辺の体制、どのように、こう変えていくかということを教えてください。

○一村泰志次長兼総務課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村です。編さん体制につきましては、編さん委員長を中心に、3名の編さん委員を任命しまして、年に3回程度、編さん委員会議を開いておりまして、そこで進捗のほうは随時確認しておるところでございます。従来、編さん、編集のほうも、囑託を3名体制でやっておるわけですし、随時原稿が出ているところなんですけど、それを編さん作業というのが、実際必要になってきますので、即、原稿が出てから、すぐ編集、出版できるというものではありません。中身を確認しつつ、作業を行っております。それで、また、執筆者のほうからも、随時こういった資料がないとか、こういった資料が欲しいとかで、できれば加筆修正をしたいというような希望も随時出てくるので、その対応も市史編さん室のほうでしておりますので、どうしても時間がかかってしまうところがあります。充実のほうは、こちらのほうも、実際図っておるところなんですけど、なかなかそういった事

情があって、作業が遅れとるという事実もございます。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 多少の編さんの遅れは分かるんですけど、10年以上遅れていて、さらに、令和7年度の完成っていうのが、そもそも体制として大丈夫なのかなというところで。あとは、令和7年度に完成予定という、なぜこの令和7年度に完成予定っていう見込みをつけているのか、そこも教えてください。

○一村泰志次長兼総務課長 委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村です。実際、あと3割程度、予定の部分での原稿がまだ出てないというところと、それが出た段階での編さん、編集作業というのが出てきますので、それを併せたところでの年間のスケジュール設定という形になっております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 次、例えば、令和7年度に設定したとしても、それ以上の遅れとか、もう正直これだけ遅れてると、打ち切りっていうのも、僕は考えてもいいぐらいだと思うんですけど、この遅れ具合を考えると。その令和7年度、こう未達成になる可能性っていうのはもうないんでしょうか。

○一村泰志次長兼総務課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。未達成にならないように努力していきたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 委員会資料1の15ページ、総合防災対策事業費なんですけど、国の精算の御説明がありましたけど、まず、何で国の見解と、県や市との考え方の相違が出てきたのかなっていうのが、ちょっと疑問があるんですけど、まず、精算事由その1のところ、コロナの臨時交付金を使ってるからっていうことなんですけど、そもそも、そのコロナの交付金を使ったらこんなんですよ、こうなりますよっていうのは、国から明示がなかったんでしょうか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。この災害救助法を事務するに当たって、事務取扱要領が示されております。こちらに基づいて求償事務を行っておりますが、この中では、明確に財源、特にコロナというようなことなんですけど、コロナなどの財源が充てられてるものは求償の対象にならないというような明確な記述はないというふうに認識しております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。国からしたら、二重に出すことになるからっていう意味合いなのかなとも思ったりしますが、この臨時交付金を使ってね、いろんなことをしてるわけですよ。後か

らこういうふうには精算を言われても思うのが、それぞれの自治体じゃないのかなっていうふうに感じながら、この精算の話聞いたんですけども、やっぱりなかなかね、いろんな補助制度だとか、いろんな制度を国はつくるけれども、なかなか詳細が分からない、そのときに分からない、だんだんと中身が分かってくるっていうようなことも、ちらちら聞いたりしてますので、これは精算しないと仕方がないけれども、注意できるところは、ちょっとあらかじめ、注意できないかもしれないけど、していくことと、あと、やっぱり、ちょっとこういうやり方はいかがなもんなかって、国に対して私は思います。

それと、あと、その2のどこなんですけど、これは、県と市もそろいもそろって、これでいけると思ったわけですね。にもかかわらず、例外となるものがあるっていうことで、どんな場合が例外となると言われたんでしょうか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。例外になるものについて、ちょっと確認をさせていただけたらと思いますので、少々お時間頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。例外となるものがあるって言われて、それで、対応策で、その協定の見直しも含めて県と協議していくと、それがね、果たして、その協定の見直しで対応できるものなのかしらと思うんですね。そもそも、県と市とが、こういう使い方、避難所利用する場合において、本当にその災害救助費で国のお金が使える、手だてを取ってもらえる、そういうケースをつくれることができるのかと、協定見直しでね。それがすごく、私、疑問なんですけど、これ、多分、指定管理に出してる施設だから、減免もなくって、そのままお金を払ったっていう事例のところだと思うんですね。これは避難所に使ってるわけだから、県に減免ぐらいしてもらったらどうだっていうような話も、委員会でしたような気がするんですけど、何かちょっと、今、突然出てきた話じゃなくって、そういう、いろいろ議論の経過もあった案件なので、ちょっと私、返さないといけないけど、何かすっきりしないので、もうちょっと分かりやすい説明が、後でもいいのでしていただけたらと思います。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。この対応策については、災害救助法からのアプローチというよりは、現在、協定の中で、県の施設を使用した場合、その経費については市が負担するというような内容の協定になっておりますので、おっしゃるところで、この県の施設を使用した場合に、県の負担でできないかというような趣旨での見直しも含めてというのは、そのような趣旨での対応というところでございます。これにつきましては、委員おっしゃられたとおりに、県要望などしておりますが、そのときには、まさしくこの災害救助法の救助費で手当てされることから、これまでどおりというような回答でありましたが、このたびの監査で取扱いがはっきりしたところがございますので、改めて県のほうに

も、要望、協議をしていきたいなど考えておるところでございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。じゃあ、その対象外となる場合のことだけは、ちょっと調べて教えていただきたいと思います。はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。説明資料の13ページの一番最後の行の衛生管理費なんですけれども、先ほど御説明で、人間ドックとか健診の実績見込みということでありました。この減になってますけれども、職員の方々のこの健診、人間ドック等の状況について御説明いただけますでしょうか。

○塩谷範夫次長兼職員課長 委員長。

◆砂田典男委員長 塩谷課長。

○塩谷範夫次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。職員等の人間ドックの状況ですかね。状況というのは。

◆平野真理子委員 状況というか、この減額になったということ。

○塩谷範夫次長兼職員課長 当初の段階では、職員全てというか、を想定して計上するんでありますけども、年度が始まると、例えば病休の方がおられたりとか、育休・産休とかに入られてる方とか、そういったことで人数が減ったりして、そういったところで減額になるということもございます。

◆平野真理子委員 はい。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。分かりました。そういうふうに予定していても、健診を受けられないという事情があったということだと思います。しっかりと、そうした場合でも、また何かの理由で受けられなかったも、やっぱり年間通して健診、人間ドックが受けれるように、しっかりと配慮していただきたいというふうにお願いしたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。上杉委員。

◆上杉栄一委員 はい。防災ラジオが、このたび3,000台予定してたのが1,000台ということで、減額の補正があったんですけれども、その原因として、防災アプリ等々が波及してきたと。今現在までに、防災ラジオの販売台数っていうのが何台あるのかということ、それから、この気高町の火事の折に、新聞にも載ってたんですけれども、防災行政無線がほとんど聞こえなかったというようなことがあって、そういったものをどういうふうにフォローしていかってということも1つはあるんですけれども、今後のいわゆる防災についてのいろんなそのアプリだったり、いろんな、さっきおっしゃったように、ラジオがあったり無線があるんだけど、どれとて、それが全部100%完備、それでフォローできるものではないんだけど、今後、その防災ラジオについては、かなりの台数が出てくると思うんで、今後のその防災行政の、これ市民に対するその啓発といいますかね、そういったお知らせというんか、その辺りのことについての基本的な考え方を教えてやってください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。まず、防災ラジオの現在までの販売台数でございますが、令和3年度末までで、1万5,015台販売いたしております。なお、今年度中、現在まで、現在までの販売台数としては503台、今年度販売実績がございます。そういった状況でございます。

また、今後の防災ラジオの市民に対するアプローチといたしますか、広報といたしますか、そういったことについてでございますが、それぞれやはり、いろんなそれぞれの媒体によって特徴がございます。防災ラジオですと、基本、持ち運びは当然できるんでございますが、基本的には家の中で聞いていただくような媒体になろうかと思っております。ですので、防災行政無線と連動しておりますので、家の中で家族の方が同時に情報を共有できるというような媒体になろうかと思っておりますし、アプリについては、個別にスマートフォンをお持ちですので、それを持っていれば、いつでもどこでも受信できるというような特徴がございます。こういった特徴、それぞれ媒体によって特徴が異なりますので、それぞれの媒体の強みを生かしながら、ホームページや市報、あと自主防災会での講習会などでPRしていきたいと思っておりますし、防災ラジオについては、よくまとめ買いといたしますか、町内会で一括購入していただく例がございますので、そういったところも、地域の自主防災会などを通じてPRしていきたいと考えてるところでございます。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 防災ラジオについては、かなり市のほうも力を入れて、結局かなりの安価な値段で、2,000円だったですかいな、はい、ということで、いわゆる防災ラジオとして買うという格好ではなくして、安いラジオだから買っておこうというような、そういった意識もかなり市民の間ではあったのかなというふうに思っております。今のお話で、1万5,000台が、それこそ販売ということになれば、世帯数からすると、まだまだそんなに多くはないわけで、これから、この防災ラジオがどんどん、それこそ波及するというふうには、どうも考えられないような状況もあるわけですね。となってくると、先ほどの話で、いろんなそれこそ、もうツールを使った形での、それこそ防災についての市民への啓発なり、お知らせせなあかんで、さっき、いわゆる防災アプリの話がありましたけれども、若い方であれば、そういったものがあるんだけど、高齢者はなかなかそれができないと。それで、防災行政無線についても、非常に聞こえるところと聞こえづらいところもあって、風が吹いたりすると、風の向きによっては駄目だし、全部窓閉めておる、今非常に防音が、そういったことが完備してるんで、なかなか聞きづらいということで、どこまですればいい話ではないんだけど、やはりいろんな観点から、いろんなそれこそ角度から、この防災についての取組は、これで終わったという話はないわけで、また新たなツール等々も考えていただければというふうに思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 所属別事業一覧の5ページ、車両維持管理費について教えてください。ガソリン等の高騰で、むしろプラスになりそうな項目だと思うんですけど、これが減額になっている

要因というか、予算内で収まった要因がもし分かれば、教えてください。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 ちょっと調べますので、もうちょっと時間を下さい。申し訳ないです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。岡田でございます。委員会資料、説明資料の20ページ、それから資料の1の1なんですけども、国土調査事業費についてでございます。この国土調査事業費は地籍調査ってということで、先ほどの説明の中では、今回の予算の中では、1.81平方キロメートルってということで御説明があったと思います。鳥取市におけます進捗率は24.75%とあったんですけども、御存じのとおり、鳥取市は750平方キロメートル余りの広大な面積を持つてるのでございまして、そこに対する地籍調査というものは、今回でいくと、本当に進捗率が1.81っていう、本当に僅かなものとして捉えられるんですけども、今後のそういった地籍調査に係るところの予算っていうものは、どのような見通し、どのような国土調査の進捗なのかっていうのが教えていただけたらと思います。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。地籍調査の進捗につきましては、毎回御質問いただいているところなんですけども、今、センシング技術といいますか、リモートセンシングというもので、実際現場に行かなくても、地籍調査の結果が出せるというようなことを取り組んでいこうと今準備しております。令和5年度はまだ取組段階なんですけども、地元の方とか、これから調整いたしまして、そういったものを取り組めましたら、若干進捗率のほうは上がっていくと思っております。もう一、二年、様子を見ていただけたらなと思っております。

◆岡田 実委員 はい。

○濱岡直樹財産経営課長 以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

○濱岡直樹財産経営課長 すみません、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産経営課、濱岡です。先ほどの柳委員からの車両の関係の減額ですけども、こちらにつきましては、修繕費を100万円減額しております。年度替わりますので、修繕費用が余剰が出るということで減額をさせていただいてるものです。ガソリン等につきましては、12月補正で増額をさせていただいておりますので、こちらのほうで賄えると考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。生活困窮者食料配布事業費のことなんですけども、本当に物価の高騰が、本当に止まることなく、もう電気やガスや、本当に大変なことになってるんですけど、これを利用される方が直接センターに来られたり、あるいは、こども食堂、地域食堂ネットワークに委託をされたり、いろいろそういった活用をされるんですけど、今のそういう、この事

業を利用すると思われる、利用されると思われる方たちの世帯の状況っていうのは、どんなふうだと考えておられますか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。配付をまずは想定してる世帯は、先ほど議員がおっしゃられましたように、地域食堂で、利用者の中で、やっぱり一定数の困窮されてる世帯がございまして、それを各地域食堂のほう为抓手り把握していただいている世帯があります。その世帯数と、あと、これも議員のほうから御指摘ありました、中央人権福祉センターが生活困窮の窓口となっておりますので、この相談にいらっしゃった方への直接的な支援で活用させていただくものです。

地域食堂については、中身としてはこども食堂ですので、子供がいる世帯ということで、独り親家庭がやはり多いように思ひまして、家庭の経済の中でも様々な経費がありますけども、食費をかなりこう切り詰められたりということで、苦労なさっているような家庭もあります。

それから、生活困窮のほうの支援につきましては、直接御本人がいらっしゃるケースもあれば、関係機関からの紹介でつながってくるというのも相当数ありまして、これについては、比較的、傾向ですけども、単身世帯が多いようにちょっと感じておりまして、独り暮らしで、なかなかこう家族で支え合う体制がなかったり、地域の中で孤立していらっしゃるような方が、それこそ、先ほどの子供の世帯と同じように、食費を切り詰められて生活されてるというふうなことを、実際の相談の現場の中でのお話も、聞き取りでたくさん伺ってるところです。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 本当に必要な事業だと思うんですね。地域食堂のほうに委託をされて、子供さんのいる世帯についていうところについては、恐らく、その委託を受けてる地域食堂ネットワークが、どういったものをそろえればいいかっていうことを、様子を見ながらいろいろ考えながらされるかと思うんですけど、その直接センターのほうに来られる方たちについても、やっぱり食べやすいものだったり、栄養価だったり、あと取扱いがしやすかったりとか、何かやっぱりちょっとバラエティーに富んだ中身がそろえられるように、限られた予算ではありますけれども、その辺はちょっと工夫をしていただきたいなっていうのと、あと、やっぱり食料をもらったからといって、生活が本当に安定するわけではないので、やっぱり使える制度につなげていくとか、生活状況を引き続き見守って援助していくっていうのは、引き続きお願い、やっていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 危機管理課、植田でございます。先ほど、伊藤委員さんのお尋ねで、保留させていただいたことについて御報告、お答えいたします。市町村、都道府県や市町村が所有する公の施設を利用する場合に、対象外となるものがあるという点につきましてですが、

こちらのほうには、被災都道府県または市町村が所有する公の施設等を避難所として利用する場合は、その使用謝金は救助法の対象となりませんというような、使用謝金という表現になってますが、そういう取扱いになっておるといところでございます。ただし、その施設の職員ですね、こちらの職員、賃金、職員等の雇い上げ料、これについては救助費の対象となるというような取扱いをされとるといところでございます。以上です。

◆伊藤幾子委員 分かりました。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号令和4年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第26号令和4年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の御説明をお願いいたします。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。財産区管理事業費の特別会計の予算、補正予算になります。資料の1の24ページと25ページになります。歳入につきましては、資料の1の24ページになります。補正予算が必要となりました11の財産区におきまして、事業の実績見込み等に基づきまして275万5,000円、こちらの増を要求させていただいております。補正後額につきましては1,448万7,000円となります。基金繰入金の減額につきましては、他の歳入が入ったことと、歳出側にちょっと減額があったということで減額しております。

続きまして、歳出になります。25ページのほうになります。こちらにつきましても、補正予算の必要な各財産区につきまして、実績見込み等に基づきまして組ませていただいております。歳出、歳入と同額の275万5,000円、こちらを増額させていただきまして、補正後額は1,448万7,000円になります。歳出補正の中身といたしましては、国府町の宇倍野財産区の減額、こちら以外につきましては、先ほどの歳入の増につきまして、歳出の側のほうで調整を行ったというものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で質疑を終了します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第26号令和4年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の採決を行います。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員とみなし、本案は可決されました。原案のとおり可決されました。

#### 議案第35号鳥取市税条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、先議分以外の議案説明に入ります。議案第35号鳥取市税条例の一部改正についての御説明をお願いいたします。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆砂田典男委員長 吉田課長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。議案第35号鳥取市税条例の一部を改正する条例についてでございます。付議案のほうは5ページ、資料は2の、資料2の2ページからとなります。では、資料のほうに沿って御説明いたします。

まず、改正の目的でございます。こちらは、市民税の寄附金控除に係る特定非営利活動法人の指定期間の更新につきまして、鳥取市税条例の一部を改正させていただくというものでございます。

内容につきましては、このたびの対象となります特定非営利活動法人ハーモニカレッジさん、自然体験に関する活動等を行われているNPO法人でございますが、従前より、この団体への寄附金につきましては、本市の市税条例に規定をしております、個人市民税の控除対象という指定を行っておりました。令和4年12月31日に、その指定期間が満了することから、更新の申出がございまして、審査の結果、適格と判断させていただきましたので、この指定期間の更新を行うものでございます。

なお、この市民税の控除対象の指定更新、この手続に当たりましては、鳥取県のほうでも、県民税の寄附金の控除対象として定められているということが前提となっております。鳥取県における本団体への指定の期間更新、こちらについては、12月県議会で決定されたこと、これを確認しております。本市におきましては、この2月議会で、条例改正を上程させていただくというものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字

句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですね。はい。

議案第36号鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第36号鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正について、御説明をお願いいたします。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。続きまして、議案第36号鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正について御説明いたします。委員会資料の2番、資料ページ、5ページ～8ページでございます。付議案の冊子は、7ページ・8ページになります。令和4年の12月、総務企画委員会で御報告いたしました条例の改正案が整いましたので、上程するものでございます。

本条例の改正目的でございます。本条例は、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的に、2011年3月に制定し、4月から施行しております。条例施行から12年が経過し、社会情勢の変化や、価値観の多様化に伴う人権問題を取り巻く状況を踏まえまして、一層の啓発を進めるために、市の責務に人権侵害の例示を加えるほか、事業者の役割を明示することとともに、所要の整備を行うものでございます。

2番の改正内容でございます。（1）番といたしまして、第1条の目的に、差別のない人権尊重の社会づくりに関する市の責務と市民の役割を明示することに加え、事業者の役割を明示いたします。次に（2）でございます。第2条に、市の責務の規定中に掲げる人権侵害の例示に、コロナ等、非常に感染症が増えまして、ここの人権侵害があったことから、感染症、それから犯罪被害者等支援条例を制定いたしまして、ここに、犯罪被害者及びその家族、または遺族の人権侵害の例示、それから、性の多様性等を踏まえまして、性的指向及び性自認に対する人権侵害を加えることといたします。次に（3）番、第4条でございます。事業者の役割として、事業活動において、人権を尊重し、差別のない人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めることを規定するものでございます。次に、（4）の第5条でございますが、ここは、市民との協働の項目でございます。ここに事業者を追加するものでございます。

3番の施行期日は、令和5年4月1日から施行したいと考えております。

5ページ～8ページに、新旧対照表を添付しておりますので、お読み取りいただければと思います。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

議案第49号包括外部監査契約の締結について（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第49号包括外部監査契約の締結について、御説明をお願いいたします。

○一村泰志次長兼総務課長 委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村です。資料は、資料2の9ページを御覧ください。付議案は45ページとなります。来年度の包括外部監査契約の締結についてです。

中核市においては、外部監査が義務づけられておりまして、地方自治法の規定に基づいて議決を受けるものです。本議会において、開会日に監査人に議場で説明をしていただきました。来年度についても、今年度と同じく、税理士の田中幸一朗氏を監査人として契約を行いたいと考えております。来年度は、田中税理士にお願いする2年目という形になります。

契約金額は、本年度と同額の713万円を上限とする額で考えております。内訳は資料2の3のとおりです。補助人2人を選任されて、3人で監査を行う予定です。

なお、選定の経緯につきましては、資料2の4のとおりでございます。監査委員全員の合意をいただいております。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

議案第54号工事請負契約の変更について（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第54号工事請負契約の変更についての御説明をお願いいたします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。議案第54号工事請負契約の変更について御説明いたします。付議案のほうは59ページを御覧ください。

これは、令和4年6月28日に議決されました、議案第104号鳥取市防災行政無線賀露野積5号子局ほか建て替え工事の工事請負契約の一部について変更するためのものです。

変更内容は、契約金額を1億8,788万円、うち消費税及び地方消費税の額は1,708万円から、1億9,093万3,600円、うち消費税及び地方消費税の額1,735万7,600円に増額変更するものでございます。

本契約は、本市の防災行政無線の設備のうち、鳥取市港町に設置している屋外拡声子局、賀露野積5号子局など、21基の屋外拡声子局の建て替え工事を行うためのものであります。

契約を変更する理由は4点あります。1点目は、建て替え工事を行う21基のうち、伏野スポ

ーツ広場で建て替える屋外拡声子局について、地元との協議によりまして、基礎となる部分の補強や、土砂流出防止の措置が必要になったことによる増。2点目は、湖山西地区の大寺屋2号公園の屋外拡声子局について、地元町内会との協議により決めていた建て替えの位置が、別の地元関係者の要望がありまして、地元町内会との再協議を経て、変更となったことによる増。3点目は、防災行政無線やJアラートと連動する鳥取市防災アプリの関係での改修でございますが、災害発生時の緊急放送では、アプリをダウンロードされた方のスマートフォンがマナーモードになっていても、音声と文字で情報をプッシュ配信いたしますが、Jアラートの訓練時、訓練の放送では、市民の方の混乱を避けるために、スマートフォンの設定に従って、スマートフォンがマナーモードになっていれば音声は鳴らないよう、情報発信元である防災行政無線の設備、親局と言っておりますが、この設備を改修したことによる増。4点目は、屋外拡声子局の建て替えのうち、数か所で使用材料の数量が変更になったことによる増。

これらの4つの理由により、当該請負契約の変更について議決を得るためのものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で、先議分以外の議案説明を終了します。

#### 報告第1号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 続きまして、報告事項に入ります。報告第1号専決処分事項の報告についての御説明をお願いいたします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。報告第1号専決処分事項の報告について御説明いたします。付議案のほうは75ページ・76ページでございます。

これは、昨年12月23日の夜に、気高町新町3丁目の地内で発生しました建物火災の消火活動のために出動しました公用車が、火災現場に向かう途中の気高町浜村地内で起こしました接触事故について、本年2月3日に損害賠償の額を定め、相手方と和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、御報告するものでございます。和解の内容については、付議案に記載のとおりですが、状況などを少し補足して御説明いたします。資料は、資料2の10ページを併せて御覧ください。

昨年12月23日19時55分に発生が覚知されました、気高町新町3丁目の建物火災、これに出動しました鳥取市消防団のポンプ自動車が、火災現場に向かうために、市道浜村観光道路線、これは、JRの浜村駅から国道9号線に続く市道でございますが、この市道を北側、海側から、南側の浜村駅側に向かって、資料の10ページでいいますと、黄色い矢印の方向で走行してありましたところ、前方で、相手方の車が、路地から、同じく地図の青色の矢印のように右折して

こられて、市道に出てこられました。相手方の車は、路地から市道に出た後、後ろからポンプ車が来ていることに気づいて、すぐに左側の路肩に寄せて停車いたしました。ポンプ車が止まり切れずに接触したものでございます。事故の発生は20時40分頃の発生でございます。

この事故によりまして、相手方の車の後部が破損し、修理をされました。破損状況は、資料の写真で掲載しているとおりでございます。相手方・当方とも、乗員にけがはございませんでした。

和解の内容としましては、鳥取市側の過失割合を10割として、鳥取市は相手側に対し、金65万6,000円の車両修理の支払い義務があることを認め、令和5年2月末日限り、相手方に送金して支払うと。2点目は、相手方は、その余の請求を放棄するというものでございます。

以上、報告の御説明でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から御質問等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 鳥取市公共施設の整理合理化に関する方針について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 次に、鳥取市公共施設の整理合理化に関する方針についての説明をお願いいたします。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。説明資料は、資料2の11ページでございます。こちらを御覧ください。

公共施設の再配置を推進するため、新たに、鳥取市公共施設の整理合理化に関する方針、こちらの策定を進めております。この方針ですけれども、令和3年度、外部有識者を主なメンバーといたしました鳥取市公共施設再配置推進委員会、こちらを設置いたしまして、具体的な手法について検討を行ってまいりました。令和4年4月には、意見書の提出をいただき、これを受けて、鳥取市公共施設再配置基本計画の第2期、令和7年度以降になりますけれども、これに向けて、施設分類ごとの新たな方向性を更新することを目的としたものでございます。

それでは、資料12ページ・13ページの概要版に沿って説明させていただきたいと思います。まず、12ページ、1の背景でございますが、公共施設の更新問題を受けて、新しい公共施設の在り方をつくり上げるため、平成27年2月、鳥取市公共施設の経営基本方針を策定し、3つの目的と延べ床面積の縮減を目標といたしました。さらに、平成28年3月には、鳥取市公共施設再配置基本計画を策定し、将来に過度な負担を残さず、公共サービスを維持・向上させるために、施設ごとの公共サービスの在り方や、今後の施設の方向性などについて取りまとめを行ってまいりました。

次に、左側下段を御覧ください。こちらが冒頭にお話いたしました、外部有識者による意見書の主な内容でございます。取組のポイントといたしまして、1つ目、更新問題は、更新経費が不足するという問題であり、維持管理経費の縮減も含めたコストマネジメントを目標に反映していくことが重要、必要。2つ目、今後も行政が標準的なサービスを提供する分野として、教育、医療、福祉、災害対策、または生活維持のためのインフラの優先度は高い。3つ目、検討を進める順番は、老朽度の進行や危険度の高い施設、多額の予算措置を伴う大きな財政負担が生じている規模の大きな施設から着手するのが効果的であり、その機能に着目した整理を行うことが有効であると、このようにされております。

次に、2の本方針の位置づけと、3の取組と進捗状況についての説明は省略させていただきますが、右側下段の公共施設の延べ床面積の進捗状況ですが、調査漏れ等がありまして、それを除きますと、令和4年3月末で、1万1,832平米の増となっております。この値には、旧本庁舎、第二庁舎の延べ床面積9,824平米も含まれていますので、今もう解体は終わっておりますので、実際には、約2,000平米の増というところでございます。

それでは、13ページを御覧ください。左側上段4の更新経費及び目標の再確認でございます。こちらでは、維持管理経費の縮減や、民間事業者との連携によるサービス提供の工夫、未利用財産の売却等による新たな財源の確保といった、財政負担を軽減しつつ、更新経費の確保にもつながる取組を進めていかなければならないと記載しております。

それでは、右側上段の5、鳥取市公共施設の整理合理化についてでございます。公共施設の更新問題の解決に向け、施設カルテといったフルコストの活用や、外部有識者の委員会からの意見を踏まえた、公共施設の整理合理化に向けた基本的な方向性を定めました。1つ目、分散と集中、防災機能など、各地域に残していく機能を検討いたします。利用状況を分析し、集約・複合化といった機能重複の解消手法を検討します。2つ目、安全確保です。限られた財源で施設利用の安全が確保可能な、市として残していく施設の整理を検討いたします。効率的で質の高い管理手法の導入を検討します。3つ目、事業のソフト化。民間施設の利用や、施設を使わない方法でのサービス提供を検討します。民間ノウハウや資源等の活用が有益と考えられるときは、民間事業者との連携を検討いたします。4つ目、遊休施設の売却等による収益の確保。売却等の収益を更新経費に充てられるような仕組みを検討いたします。年々、解体経費は高騰していますので、解体に向けて計画を検討いたします。

この収益の確保につきましては、別途定めております鳥取市未利用財産の利活用についての方針に沿って進めてまいることにしております。この基本的な方向性を踏まえた、新たな取組を行ってまいります。1つ目、施設の劣化状況を基に改修計画を検討いたします。まず、延べ床面積が1,000平米以上で、更新しない施設を除く約170施設については、劣化度順に改修順位を定めてまいります。その中で、5年以内など、同時期に改修を要するものについては、周辺施設との複合化や移転等を併せて検討してまいります。2つ目、行政以外でもサービス提供が可能な施設の在り方を検討します。民間にできることは民間に、こちらに基づき、稼働率が低い施設や、民間と競合している収益性の高い施設、こちらについては、民営化等の検討を進めるべきと考えております。ただ、施設の在り方が大きく変わるような場合は、議会はもと

より、市民への説明と合意形成に努める必要があると考えております。3つ目です。機能の集約化、複合化を検討します。スポーツ施設については利用分析を行い、集約、拠点化、複合化等の検討を行ってまいります。こちら、先ほどと同じように、合意形成に努めて慎重に進めてまいります。4つ目、効率的で質の高い管理手法の導入を検討いたします。日常的な管理やトラブルの対応を一元的に行う、包括管理委託の拡大について検討してまいります。こちらを導入することにより、担当職員が本来のコア業務に専念できるのではないかと期待しております。

次に、今後のスケジュールでございますが、これらの新たな取組について、4月に市民政策コメントを実施し、御意見を頂いた後、6月議会の本委員会で、結果等の報告をさせていただきます。その後、本方針の策定に進み、個別具体的な取組を始めたいと考えております。

説明については、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質問等はございますか。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これは、平成27年度から取り組んで、その当時1,007だったかな、1,008だったか、公共施設を29%延べ床面積の削減ということで進んでるんですけども、今の報告の中では、床面積はかえって増えているというような報告であったわけでありましてけれども、この今日の説明の中で、最後のほうに、公共施設の劣化状況を基に、改修計画を検討するということでありましてけれども、我々が知りたいというか、具体的には、例えば、小・中学校の統廃合の話も、これも、今、20年後にはブロック別で統廃合を進めていくということでありまして、その辺りの、建物としては残るんですけども、施設としてはだんだん減っていくんだろうというふうには思ってるんですけども、具体的な、いわゆる中期的といいますか、長期的の中で、例えば、体育館の面積を何ぼにするとか、あるいは、その公共施設の学校施設であったり、公民館施設であったり、そういったもの、あるいは、今まで旧鳥取市、あるいは旧合併町村で施設を管理していますか、建てた、いろんな集会所であったり、そういったものがありますわね、農業関係の使用もあるけども。そういったものをどこまで削減をするのかというような、中期的な、それこそ、その数字が出てこないよね、なかなか理解できないというふうに思っております。

ですから、これはもちろん、地元のそれこそ合意形成も要るかもしれんけれども、やはりそれぐらいの、それこそ覚悟を持ってやっていかないと、なかなか先には進めんと思います。総論・各論の話になってくるとね、それこそ、市は、これやりたいんだけど、地元は反対だということになると、なかなか先に進めん。

だから、まず、その延べ床面積でいくのであるならば、体育館の面積が何ぼあって、あるいは公民館が何ぼあって、あるいは集会所が何ぼあって、それを5年後には何ぼする、10年後は何ぼする、20年後には何ぼ削減すると、そういった計画を出していただきたいというふうに思います。この辺りの考え方、ちょっと教えてやってください。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。先ほど、上杉議員さんからおっしゃられました今後の計画ですけれども、今回の在り方の方針見直しで、いろいろ精査をする中で、現在、再配置の基本計画の第1期が、平成28～令和6年までが第1期になっておりますので、先ほど委員さんも言われたようなことも検討を進めながら、第2期の令和7年度からの計画に向けて、いろいろな数値等、その辺も整理していきたいと考えております。以上でございます。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 だから、具体的な数字を出してもらわないと、なかなか議論に進まないということですので、その辺りの第2期に向けての削減策といいますか、具体的な、そういった削減の内容について示していただきたいというふうに思います。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。4月にパブコメをかけるということで、市民の皆さんからいろいろ意見が出てくることを願うんですけど、ちょっと私、この資料を見て、もうとにかく、まず最初に驚いたのは、表題、整理合理化っていう言葉が表題にあるんですね。こういう整理合理化、中身は確かにそうです、中身はね、ずっと言われてきたから。いろんな面で、この整理合理化っていうのは、行政の中でも使われてきてる言葉なんだけれども、こういうネーミングに、ずばり出てくるっていうのは、そうほかの自治体でもないんじゃないかと思ってまして、これ、何か考えがあってのことなのか、それともあんまり考えずになのか、ちょっとその辺り教えていただけますか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 今、伊藤委員さんが言われました整理合理化、これについて、私もそんなに、深くこれでないといけんというような思いはなくて、命名、名前をつけさせていただいております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。ちょっとこれは、すごく、ある意味衝撃的な表題、名前だというふうに私は思いますので、4月にパブコメですので、私もこれから、いろいろ中身をじっくり見て、意見はね、言っていきたいと思いますが、今日はその点だけ言っておきます。以上です。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。西尾でございます。公共施設ですけれども、使われない公共施設が、新市域もそうですし、旧市にもたくさんあって、この延べ床面積を減らしていくっていうことは、ちょっともう危険建物になる前のようなものもあったり、危険建物もあったりということで、そういう解体撤去の考え方っていうのは、どのように進めておられるのか、その辺をお願いい

たします。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。先ほど、西尾委員さん言われました、解体の考え方でございますけれども、今後、これから新年度になりましたら、全施設、解体を要する施設については、資産活用推進課の建築技師によって、それぞれの建物について全て点数化して、老朽化度を調べていこうと思います。その中で、解体優先順位をつけるとともに、例えば解体条件付で、まず売却ですとか、まずその辺も踏まえながら、まず売れるものは売っていこうと、それで、どうしても売れないようなものについては、危険度を考えながら順番に解体していくような流れで考えております。以上でございます。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。ただ、中山間地域にあります公共施設、新市域なんかの空き公共施設なんかは、とても売れたり、利活用が図れるような施設は少ないように考えております。ただ、地域の方から、景観上の問題だとか、防犯上の問題だとかってというようなことも検討に入れていただいて、早急な解体を計画的に実施していただけますように、意見として申し上げておきます。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。その他ございますか。

◆長坂則翁副委員長 ちょっといいか、1点だけ。

◆砂田典男委員長 はい、長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 1点だけ教えてください。13ページの右肩に、遊休施設の売却等という表現であるんですけども、遊休あるいは未利用、そういった施設っていうのは、どの程度あるんですか。教えてください。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井です。今、未利用施設としてホームページ等に上げてるのが、大体10件ほどでございます。土地については、さほど数的にはないんですけども、今後再配置を進めるに当たって、使わなくなるであろうというような施設ですね、それについては、これからどんどん利活用のほうに回していこうかと思っております。これから実際には、再度、また庁内に調査をかけまして、件数の洗い出しに入ろうかと思ってるところでございます。

◆長坂則翁副委員長 ちょっといいですか。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 今10件程度って言われましたよね。そんなもんですか、実際のところ。いや、私の認識がちょっと悪いのかも分かりませんが、例えばね、旧末恒地区の公民館があったところ、今解体して更地になっとるんです。これは、ただ鳥取市の財産ですよ。いわゆる、そういった部分もかなりあるんでしょう。どの程度あるんですか。ですから、いわゆ

る遊休施設っていう表現、施設じゃ、建物は建っていないんですけど、そこは。10件程度、例えば学校なんかもありますよね。学校は別なんですか。例えば、廃校っていうんか、今学校は廃校になって統合されて、かなりあるんじゃないですか。あれは、あくまで教育委員会財産で、別っちゅうことはないですよ。あくまで資産活用推進課が把握をされてやっておられるんでしょ。違うんですか。教えてください。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。学校についてですけれども、廃校になった後も、佐治ですとか湖南学園とか、実際には地元が利用されている件数も多々あります。昨年度では、神戸小学校のほうについては、地元での利活用がないということでしたので、資産活用推進課のほうで民間事業者の募集をしたりしまして、今ドローン学校とかいうような形で使っていただいております。実際には、行政目的が終わった後でも、地元が使われてたりとか、町内の他の用途で使われてたりしますので、実際に利用、何も使ってないっていう施設については、今後もう一回調査を進めていきたいと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いや、今後実態調査をしてみたいって、今まで調査はされていないんですか。この取組をするに当たって、今これから実態調査ですか。お答えください。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。土地につきましては、もう既に昨年ぐらい調査いたしまして、100平米以上で、実際の使える物件というのは2件ほどでございました。それ以外のものについては、面積が広くても、実際にはデイサービス用地で貸し付けていたりとか、そういうような形で、実際に売却、今時点ですぐ使えるであろうというのは2件ほどでございます。あと、今までホームページに上げとるのを合わせまして、大体10件ぐらい。施設については、今、先ほども申しましたように、行政目的用途を終わった後でも、地元とかの御利用になられてる施設もありますので、再度これから、昨年も照会をかけてるんですけど、さらにもう一回解体、用途廃止をする前に、施設の洗い出しとかも含めて、庁内で照会をかけて精査していこうかと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほか。柳委員。

◆柳 大地委員 具体的なところは第2期でということだったと思うんですけど、僕、今まで、こう新潟と京都で住んできて、これだけ、まちがコンパクトに固まってるんです、なかなかいなと思って、っていうのも、県立と市立の施設がすごい距離が近いなっていうのをすごく感じて、物理的な距離、なので、こうやっぱり重複している施設、説明の中にもあるんですけど、重複している施設がすごい多いなと感じてるので、実際、こうどこまでできるのかというのわからないところがあると思うんですけど、もっと県と市で、そういう公共施設の在り方とか、設置の仕方っていうところを、第2期の具体的なところを出すときには、もっともっとう、こんだけ小さいまちっていうところで、逆に利用者側としては、県立も市立も、正直、

市民としては特に意識してないと思うので、なので、精査していくという、この数を絞っていくという段階では、その距離感とかっていうのも、かなり、その県立の建物と、こうかなり意識してもいいのかなと思うので、そこら辺もよろしくお願いします。

◆砂田典男委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

#### 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 では、次に、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業についての御説明をお願いいたします。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業について御説明をいたします。説明資料は55ページになります。孤独・孤立の状態にあり、困難を抱えている方を早期に把握して支援につなげていくためには、行政のみならず、市民、事業者と連携した取組が必要であると考えておりました、今年度より、社会的孤立防止のためのつながりサポーター養成研修を実施しているところでございまして、新年度1回の養成研修ですけれども、41名の方に御登録をいただいているところです。

続いて、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームシンポジウムを、先般2月13日に開催をいたしまして、孤独・孤立の問題に対する住民への理解を深めてまいりました。今後は、さらに孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを立ち上げまして、3月20日に立ち上げ式を予定しておりますが、このプラットフォームも立ち上げまして、孤独・孤立対策に関わる知見や活動実績がある団体で構成をいたしまして、官民連携により、行政が把握できてない孤独・孤立問題の認識を図り、制度が準備されていない課題に対して、民間と連携して対応しようと、こういうふうに考えております。

下の56ページのイメージ図を御覧いただきたいと思いますが、これまでと同様に、困難事例については、多機関で協働する相談支援包括化推進会議により、個別支援を実施いたしまして、そして、孤独・孤立を抱えた住民の把握や声かけなどの見回りを行う、先ほど申し上げました、つながりサポーターの活動とも連携いたしまして、支援が必要な方に、よりスムーズに各種の支援策が届くような体制の構築を図るとともに、民間事業者の皆様のノウハウ、リソースの提供を受けて、支援の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構成団体については、57ページに構成団体の一覧を掲載をいたしております。基本的に、地域食堂ネットワークの支援団体に御登録いただいております、日常的に地域食堂でありますとか、あるいは、生活困窮者の支援に御協力をいただいている団体と、あと、困難事例に対応しております相談支援包括化推進会議の構成関係下の機関でありますとか、あと、NPOで、そういった孤独・孤立に関わる知見や活動を展開さ

れていらっしやるような団体、そういった方々でまずは構成をいたしまして、今後拡大してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質問等はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 55ページの資料のちょっと真ん中辺りに、制度が準備されていない課題に対して、民間と連携して対応しようとするものと、そんなふうにプラットフォームのことが書かれてるんですけども、これ、行政も関わっていくということになるイメージ図があるんですけど、今は制度がないから、民間とか、ほかの手だても借りながら対応していくっていうのは分かるんですけど、制度がないというのが何か前提にするんじゃないかって、制度がないなら、その制度もつくっていくっていうようなことも、何ていうのかな、考えた、それを念頭に置いた、そういう事業なのかどうかっていうのは、その点はどうなんですか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。まずは、今現在、行政のほう把握できてないような課題を目の当たりにした場合には、早速の対応が必要ですので、民間のお力もお借りしながら、できる対応を即座にやっていくということになるかと思えます。その上で、議員もおっしゃられましたが、そういったケースを幾つかこう積み重ねていく中で、これは制度サービスが必要だというふうなことが、実績、あるいは、そういった経過によって積み上がってくれば、そういったことも考えていく必要が出てくるかなというふうには考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。これ、国含めてなんで、国がこれを掲げてるわけですけど、国として制度はつからないよと、足りない制度はつからないよと、その代わりに、民間で何とかやってよという前提であれば、それはおかしな制度だと思うんですね。やっぱりこの活動をしていく中で、こういった制度が要るなっていうことがあれば、それは、やっぱり自治体のほうからしっかりと、県なり国なりに要望して制度にしていくと、制度をつくっていくと、そういうことにつなげていくようにしていかないと私はいけないと思うんですね。ただみんなで協力して、何とか対応していきましようで終わるんじゃないかって、やっぱりそこからね、本当にこういう制度が要る、ぜひないと困るっていうことは、やっぱり国に上げていく、そういった立場でやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。国の動きといたしましては、今国会に、孤独・孤立対策推進法案が提出をされておまして、この法律のほう成立すれば、法案を見ますと、令和6年度の4月施行というふうになっておまして、法案の中身では、財政上の措置とか、いろんな規定もございますので、国のほうの動きもこれから活発化してくるものと見込まれますので、それに呼応した形で、できるこ

とを考えていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 国がそうやって法律つくると。そういった中で、足りないと思うことがあれば、私のほうも意見は言わせていただきます。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかよろしいですか。

◆岡田 実委員 はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ここの説明の中でございます、孤独と孤立の状態にあり、困難を抱えている方っていう方は、今の行政のほうで、こちらのほうで押さえておられます人数といたしますか、規模といたしますか、どのくらいの方がいらっしゃるものなんでしょうか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。具体的な総数把握というのは、なかなか難しいところがございます、ただ、最近注目を浴びてる例でいいますと、8050の問題で、80代の高齢者の方の、例えば年金で50代の息子さんがひきこもりで暮らしていらっしゃるというふうなケースでありますとか、また、ヤングケアラーの問題でありますとか、そういった、非常に注目を集めてる問題は少しずつ認知されてるところで、関係機関のほうも、それなりに、把握しつつあるところだと思っておりますけれども、総数として幾らというところは、現段階では把握できておりませんし、なかなか、そもそも、この孤独・孤立の定義も非常に難しいところがございます、法律ができると、一定表現は出てくると思いますが、なかなか総数として、例えば1,000人いますとか、そういうふうな、ちょっと表現がしづらいところがございますが、ただ、いずれにいたしましても、高齢者であっても障害者であっても、子供子育て世帯であっても、この孤独・孤立対策をしっかりと進めていくことで、その属性にある中でも、困難を抱えている方をより早く把握できるようになっていくかなというふうに考えております。以上でございます。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございました。委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 あと、このたびのこのプラットフォームの推進事業というところのプラットフォームなんですけれども、これの運営主体っていうものは、様々な方がこのプラットフォームに集まってこられるわけでありまして、様々なチャンネルや、いろんなカテゴリーの中で、今のその孤独・孤立の方々に対するアプローチであったりとか、そういうのを考えていこうと思うんですけど、それを中心的に運営していく主体っていうのは、どこっていうふうに捉えたらよろしいでしょうか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。構成団体の一覧、あるいは全体図のイメージにもございますように、様々なセク

ターの団体等に御参加いただきますけども、その事務局としては、中央人権福祉センターのほうで会議を招集いたしまして、その都度、必要に応じて様々な御議論いただくような会議を持つ予定にしております。以上です、はい。

◆岡田 実委員 ちょっといいですか、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません。このつながりサポーターさんっていう方は、どういった方々がそのサポーターとして、このたび登録者41名というふうに御報告あるんですけども、どういった方々になりますでしょうか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。今年度のつながりサポーター養成研修については、まず、お声かけした先として、地域食堂でボランティアスタッフ等をされてる、非常にこうモチベーションの高い方々がいらっしゃいますので、こういった方々に、まずはお声かけいたしました。それから、あと、申込みの状況を把握させていただいたんですが、民生委員さんの方が、改めて学びたいということで受けられてる方もいらっしゃいましたし、あとは認知症のサロンでありますとか、様々な、そういう地域福祉の活動に積極的に関わっていらっしゃる方が多かったように思いますし、あとは、若い方では学生さん、大学生も御受講していただいたりということで、幅広い方に受講していただいているところです。以上でございます。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほかございますか。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと1点だけ、ええか。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 57ページに、このプラットフォームの構成団体で、まず、NPO法人のさじ未来、上がとりますよね。このさじ未来は、この地域の助け合い事業なり、地域内交通事業、これは交通空白地の有償運送のことを言っておられるんでしょうけれども、そういう事業をやっておるということなんで、今、なぜこの地域の助け合い事業っていうのは、何もさじ未来だけじゃないですよ。それが、なぜ、さじ未来しか入ってないっていいですかね、選定されたその理由っていうのは何ですか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。それぞれ地域食堂ネットワーク支援団体、包括化推進会議の構成機関と、孤独・孤立に関わる知見や活動を持っておられるということで、項目分けはしておりますけども、中央人権福祉センターのこの地域食堂の推進や、あるいは生活困窮者の支援に当たって、基本的に、ここにある団体等については、さじ未来さんも含めて、日常的に御協力いただいたりしておるところでして、まずは、第1段階としては、今つながりがある法人さん、団体さんにお声かけをさ

せていただいたということをございまして、今後は、こういった団体・企業さんからの御紹介も受けたりしながら、拡大をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆長坂則翁副委員長 いいですか。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いや、それでね、今お話があったように、先ほど、いみじくも、民生委員さんという表現があったですよ。もちろん、鳥取市の社会福祉協議会は構成団体に入っとるんだけど、日常活動の中で、民生児童委員は、声かけも含めて、現在、現実に活動しておられるんです。そりゃ、人によっちゃあ、濃淡があるかもしれませんよ。そうなると、実際に、その見守りだとか声かけもやっておるということになれば、例えば、この構成、プラットフォームの構成団体に、鳥取市民生児童委員協議会なる組織は入らないんですか。何かそこら辺り、何か理由があるんですか。どうですか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございまして。まず、孤独・孤立対策の官民連携のこのプラットフォーム事業は、まずは国のほうが進めておりまして、一定のモデルケースが提示されておりまして、今回で言うと、そういうNPOであるとか、様々な社会福祉法人でありますとか、そういう民間事業者との連携を強化するよという示されていまして、今回のようなくくりになっておりますが、もう議員のおっしゃるとおりで、民生委員さんであるとか、例えば自治会さんであるとか、そういったところの関係とも協力していただいたり、こういったことを考えていただくということは、当然必要になってくると思っておりますので、今後拡大していく中で、新たな負担にならないような配慮も必要だと思っておりますが、少し検討しながら、段階的に進めたいというふうに考えております。

◆砂田典男委員長 そのほか何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、報告事項を終了いたします。執行部の皆さんは御退席ください。ありがとうございました。

それでは、委員の皆様にお伝えいたします。しばらく休憩したいと思います。再開は13時からお願いしたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

午後11時58分 休憩

午後1時0分 再開

◆砂田典男委員長 それでは、総務企画委員会を再開いたします。

午後からは、請願審査に移りたいと思います。

令和5年請願第1号「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 請願、令和5年請願第1号安保関連3文書閣議決定の撤回、敵基地攻撃能力の保有や防衛費の2倍化に反対する意見書の提出を求める請願が出ています。この請願について、委員の皆様から、質疑、御意見はございますか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 この請願についての意見でありますけれども、安保関連3文書が閣議決定をしたわけですが、私はこの問題については、ロシアのウクライナの侵攻ということもあるわけですが、一番、我が国で、この安全保障からすれば、やっぱり中国の問題が非常に、あるいは北朝鮮という、我が国に近い隣国といえますか、この辺りのその戦略的な挑戦といえますか、北朝鮮においては、こうして連日じゃないですけども、かなりミサイル、大陸間弾道級のミサイルを常時発射している。それから、中国においては、御案内のように、中国の軍事費っていうのは、ここ10年20年で、物すごい、それこそ増額といえますか、今、中国の軍事費というのが、大体2,200億ドルっていうことになってましたかね、それで日本が470億ドルということで、これが、どんどん増えていくような状況の中で、それで、日本の防衛ということを考えると、大変厳しい状況になっているというのが現状だということで、というふうに私は思っています。

ですから、このたびのこの安保関連、閣議決定については、やはり、今これを閣議決定をしていかなければ、なかなか周辺の諸国にも、そういった脅威についての対応ができないということで、私はこれを是として、いうふうに考えておりますけれども、今後のその方向としては、閣議決定はしたんだけど、そういった法整備については、これはまだ国会での議論を待つわけですので、入り口としてのこの閣議決定については、私は、これは賛成をしたいというふうに思っております。ですから、防衛費の2倍というのは、これもやはり、長年この防衛費については抑えられたというようなことがあるわけで、中期防衛計画、27.5兆円の1.5倍、43兆円というんですけども、これも、先ほどの話の中で、今後の、それこそ我が国の安全保障については、これは必要な措置であるので、私は、これは認めざるを得ないのかなというふうに思っております。意見としては、そういう意見ですね、はい。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で、何か。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。私は、この請願には賛成の立場なんですけれども、先ほど、閣議決定に触れた御意見が上杉委員のほうからありましたけれども、今回のこの安保関連3文書っていうのは、結局、本当に専守防衛っていうことを言ってきたにもかかわらず、敵基地攻撃能力の保有を認める、そういったことに踏み込んだものになってますし、あと、もう、いろんな武器を何かもう大量に買うっていうね、トマホーク、あれも購入すると。あれは、戦争が起きたときに、初めの段階で使うものだっていうふうにね、そういうふうに私は認識してるんですけども、そういったものも、500発とも、数は分からないという話もあつたりしますけれども、そうやって軍備を増強しようとする計画も含まれてる文書であって、そういった本当に国の在り方が問われる中身なのに、国民にも知らせず、国会にも諮らずね、閣議決定で決めるっていう、そもそものやり方が、やっぱりこれは間違ってると思うんですね。

本当に、その中国だとか北朝鮮だとか、そりゃあ、ああやって様子を見てると、不安になれる気持ちも分からんでもないけれども、ロシアとウクライナ見たときに、ああやって、一たび戦になれば、終わりが無いっていうのは、もう明らかなわけですよ、もう1年ですからね。もう切りがない。やはり、そういうことでは、やっぱり平和は守れないし、その抑止力っていうことも、まあ効果がないというか、そういったものに頼ってでは、やっぱり平和は築けないと考えるので、本当にこの中身とやり方含めて、しかも43兆円にすると、倍にするということで、どれだけ国民の暮らしが犠牲になるのかっていうことを考えれば、まさしく、本当にこれは、請願で言われてるように、閣議決定の撤回と、あと防衛費2倍化に、やっぱり反対すべきだと思いますので、この請願には賛成です。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。この請願の内容につきましては、論点が防衛力を高めるための予算の倍増であったりとか、敵基地攻撃能力を持つということの政策について、国民が納得していないのではないかというふうな内容じゃないかとは思いますが。また、この今回の請願の中に、相手より強い軍事力を持てば、侵略は抑止できるという抑止力論は、際限のない軍拡競争を招きというふうな、この請願の中には書いてある内容であると思えます。

ただ、そこを考えるんですが、一方では、これまでの世界情勢の過去の歴史を見たときに、侵略を目的とした考えを持つ国は、仮に友好関係を結んだとしても、それは表向きなのか、何かなのかは分かりませんが、友好関係を結んでいたとしても、最後は、その国が目的とするやり方で、それは武力なのか、非武力なのか、やり方でやってきた、これが、ウクライナの形もそういう形でなかったかとは思いますが。さらに、昨今の情勢を見ると、先ほどもありましたけども、防衛費の予算なんですけども、一方では、中国はアメリカよりも防衛費が高くなってんじゃないかと、要は、アメリカのほうが防衛費を下げているんじゃないかとかあったりとか、私たちの今の身の回りでは、核弾頭を載せることができるミサイルを発射する国、あとは、偵察用と思われる気球を飛ばす国、また、日本の領土に接近する船、そういったものが、昨今の情勢としてはあります。

こうなれば、まず、日米安保条約に基づいて、アメリカとその情勢を認識するという日本の姿勢っていうものは、これは当然なことだということで、これは、国民であれば、誰も共通認識をしているところだと思います。そこで、そういうことを考えるときには、私としては、この請願の内容には反対をします。

ただ、もう一つ、ちょっと慣れないもんで、申し上げますと、こういった請願につきましては、あくまでも国が国防対策という形の中で、国会の中で議論している内容を、鳥取市議会の中で、本当にこの内容を責任を持って、請願を国会のほうに送り出すことができるのかと、そういう議論となれば、国会で要した時間分を、この鳥取市議会議員の中で、先ほどの議論を、本当に数字をもって、歴史をもって検討していかなければならない内容について、そもそも、この請願を出すっていうことは難しい、鳥取市議会としては、責任を持ってないのじゃないのかなと思ひまして、ちょっと発言の内容が分からない、ここのスタイルが分からない中での発言なんですけど、そういう意見といいますか、思いもございません。

内容につきましては、この請願については反対でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 反撃能力っていう言葉になってるんですけどね、敵基地攻撃能力っていうのが反撃能力だと。反撃っていうのは、やられたらやり返すっていうことかなと、私は言葉的にね、その反撃という言葉で、そういうふうに思ったりもしましたけど、やられたらやり返すじゃないんですよね、これは。おそれがあると、おそれがあったら、先に手出せれるみたいなね、そういうことでしょう。しかも、これ、私、本当に、こうよく考えないといけないと思うんですけど、集団的自衛権行使で、この反撃能力をね、敵基地攻撃能力を使う可能性っていうのは排除されてないんですよね。これってね、言えば、アメリカがね、アメリカがやることに、もう一緒になって、日本の自衛隊も一緒になってやっていくっていうことが、より現実のものに、この安保3文書によって、なるっていう、それは本当に危険なことだし、先ほど、この市議会のほうから、国会でね、議論されることについてっていう話もありましたけど、これね、国会で、ろくすっぽ議論もせずに閣議決定したわけでしょ、勝手に決めちゃったわけだから。それでね、国会の案件かもしれないけど、これ、国民にとっては大事な話で、ここの請願にも書いてあるように、世論調査でも、やっぱりこういうことを望んでない結果が、私は出てると思います、これね。本当に、今、誰がそんな戦争したいと思うのでしょうか、うん。やっぱり、そこなんですよ。やっぱり本当に、市民の生活、守っていかうと思ったら、国がこんな重大なことを、まずは閣議決定すべきではないと、やっぱりそういうことは、私は市議会から、十分声を上げていけることだと思っています。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 閣議決定の話が出たんだけど、閣議決定で勝手に決めたというような、そういう声があるのも事実かもしれないけど、この案件については、第1次の安倍内閣から研究を始めて、昨年5月に、岸田総理が、方向性、考え方ということについて、それから、国会の中で、約70名の議員がこれを議論して質問したような状況の中で、決して、全く唐突に出た話でないわけで、それはやはり、国会のそれぞれ委員会の中で、委員会の中で議論はされてるということで、国会議員を無視して内閣が勝手につくったというふうに、私は思っていないというふうに思います。

それから、その先制攻撃の話になるんだけど、以前に、石破代議士が防衛庁長官の時代、だから、ずっと前なんだけど、先制攻撃で認められるのは、例えば、北朝鮮において、ミサイルにいわゆる燃料を注入し、もうこれは我が国を狙うというようなことがはっきりと分かった場合にはという話だったんだけど、今、燃料が、液体燃料から固体燃料になったわけだから、それこそ燃料注入っていうような形はならないということになったときに、ここにある、その先制攻撃、何をもってという話なんだけど、自衛の措置としての武力の行使の新三要件というのがあるわけですし、これについては、それこそ、その専守防衛っていう意識からすると、以前のような、そういった、向こうが、こちらの我が国を、それこそ攻撃するというような意思、あるいは、そういった行動っていうものが、以前はそれが分かってたんだけど、今、それが無いということになったときに、ここに新三要件というのがあるんですけど、1つ

は、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、それから、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと、必要最小限の実力行使にとどまるべきこと、この3つの三要素なんだけども、これについては、要するに、武力の専守防衛の範囲ってというのは、これは、ほかに手段がないときに、昭和31年の政府見解でも、誘導弾などの敵基地を攻撃することは自衛の範囲内だということで、こういった事実があるわけですので、だから、これからの、今後のそれこそ見解いいますか、対応からすれば、専守防衛というのは、いわゆる、そういったものを持つことによって、これが防衛できるというような形に、これは変わっていくべきだというふうに思うし、変えていかなければならないというふうに私は思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 何をもって専守防衛かっていうのは、それこそ、本当に国会の中でね、幾度となく議論されて、その都度、その見解も示されて、それを踏まえて、政治が行われてきたというふうに私も認識はしてるんですよ。だけど、その昭和の時代からね、いろいろ国会で確認をされてきたことが覆される、そういった中身に、今回のこの安保3文書になっているというふうに、そういうおそれがあると。だから、専守防衛に対する考え方も、もうなくしちゃうっていか、敵基地攻撃能力を持つっちゃうことはね、専守防衛では、もっぱら専守防衛、それではなくなるっていう、そういうふうに私は理解をしてますので、だから、大きくやっぱり変えられちゃった、変えられるっていう、そういう重大な問題だというふうに認識をしてるんですよ、この安保3文書については。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それは、やはり、我が国を取り巻く、この安全保障の問題は、非常に、非常に危機的な状況になりつつある、現実になってるわけですね、ですから、中国がこうして、尖閣であったり、領海侵犯、そういうものをどんどん繰り返していく。これは、初めのうちは、以前に、もう10年ぐらい前に、日本の巡視船にぶつかって、中国の漁船がというようなことがあったんだけど、今、毎日のように、こうして領海を侵犯しておる、これってというのはね、最初の頃だったら、大きくクローズアップされる、これ、大変なことだなと。ところが、これが毎日ようになってくると、慣れちゃうんだがね。だから、よくある、1%の国土でも、まあ、1%だからということで、それこそ相手に譲歩したら、100%取られるというのが、これが、要するに防衛、こういった安全保障の一番の基本なわけであるわけです。ですから、そういった状況からすれば、もう少し、その海上保安庁、いわゆる海上保安庁法、これの改正も必要だというふうに私も思ってるし、やはり、それなりの対応はしていかなければならない。

ですから、これは、ロシアのウクライナ侵攻は、それはそれであるんだけど、やはり北朝鮮であったり、中国であったり、そういった国への対抗というのは、以前のようなわけにはいかないというのが、私の思いです。ソビエトが崩壊したときに、ソビエト連邦が持ってた核兵器の7割をウクライナが使用、所有してたわけで、ただ、これは、いわゆる、その管理、あるい

は、そういうのっていうことになると、莫大な費用がかかるというので、ウクライナは核を放棄したというような状況があったわけですし、だからというわけではないけれども、それこそ、ウクライナがそのまま核を持っていたら、ここまでのロシアの侵攻ってということにはならなかったというふうに、これは起こさざるを得ない、それが、核があったから、どうのこうのは別として、やはりそういうのが現実にあるということは、やはり、我々もしっかりと認識しなければならないというふうに思います。

前回、国会の予算委員会の中継で、たしか石破大臣が、日本の核の、何ていうかな、地下鉄があったり、核シェルターが何%、1%か何%とかいうような、要するに、戦争はないだろうというような、そういう観点の中で、この核シェルター、全くそういったものがない、これは、これからしっかりと整備していかなければならないということ。私は、憲法9条は憲法9条で尊重するけども、憲法9条があるから戦争がないということは、絶対ないという話なんです。それは、やはり、日米安保ということがあって、それがやはり、抑止の大きな力にはなっているというふうに思います。これは、北朝鮮がどういうふうに考えが、北朝鮮からすれば、憲法9条よりは、自衛隊があって、米軍があって、だから、なかなか手が出せないというのが現実だと、私は思っています。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。この国防っていう話は、意見が大きく分かれる問題なわけですよ。なぜこういう請願が出てきたかっていうと、やっぱり、その安保3文書を12月に、16日でしたか、閣議決定をしたと。その中身というのが、本当に大きく、国の在り方が本当に大きく変わるといった中身だということと、その日米安保の話もありますけど、結局、年明けて、アメリカに岸田首相が行って、バイデン大統領と首脳会談されましたけれども、本当に大喜びですよ、アメリカは。いろんなもん買ってくれるっていう約束もしてきて、軍備も強めるって言って、もう大喜びです。それで、本当にそういうことで、言われるように、じゃあ、本当に国が守れるんですかっていうね、そこですよ。結局は、みんなアメリカをどうにかしたいけど、どうにもできないっていうね、でしょう。もうアメリカの動き1つで、本当に日本の自衛隊も一緒になって、しかも、今、沖縄がすごく、米軍基地だとか強化されて、自衛隊も補強されてっていうね、すごく沖縄の住民の人たちだって、再び、また沖縄が捨て石にされるんじゃないかっていう、そういう不安の中で今暮らしとられる、そういったことが、本当に私たち、全部知らないけれども、着々とそうやって進められていってるわけで、何ていうか、すごく大きな問題が起きたっていう、その閣議決定も、従来もいろいろあったりしたし、国会でも議論がされてるっていうのもあったけど、何か今回、本当にさらにこう、逆に日本は危ないようにするっていうことが決められた、決められた、閣議決定された。その中身が、この3文書だっというふうに、やっぱり受け止めますね。

それで、絶対歴史は繰り返したらあかんから、だから、日本は憲法9条持ったし、歴史を繰り返さないっていうことで、平和を築いていく努力をみんながしてきたわけですよ。だけど、これは、抑止力をこう強くしていくっていうことは、やっぱり逆効果だし、何か効果がないし、そのために、国民に使われるはずのお金が、暮らしに使われるお金が、その軍備に使われてい

くわけでしょう。ますます生活大変になっていくと思ったら、それは本当に、また昔の戦争時代に逆戻りって言うふうにしても、過言ではないと思う。そういうものだっていうふうに、やっぱり思うので、そこに危機感を持って、この請願は出されたと思いますので、やっぱりこれは賛成です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。私も、ちょっとこの請願に当たって、自分なりにちょっと学んできたことがありますので、意見として言わせていただきます。まず、今、厳しい安全環境への備えとして、大事なことは、国民の命と平和な暮らしを守るために、防衛力の強化が必要だと言われていることがあります。日本を取り巻く安全保障環境の厳しさっていうことが増している中で、先ほども御意見ありましたけども、1つは北朝鮮です。かつてない勢いで、多様な弾道ミサイルを発射し、その技術を向上させていると言わざるを得ないというふうにも報道されています。ロシアは、また、ありましたように、国連安保理の常任理事国でありながら、国際法を無視してウクライナを侵略し、そして、これまでの国際秩序を危険に、そのことにより、国際秩序は危険に瀕しています。また、中国は、その軍事力を年々増長し、東シナ海や、それから南シナ海など、海洋進出のこの動きも活発です。こうした周辺国の動向に対して、国民の命と平和な暮らしを守るために防衛力を強化することが、この抑止力を高めることになるということで、そのことが必要だと考えられます。

一方で、先ほども防衛費のことがありました、この防衛費の増額のための財源確保に当たっては、この物価高など、今ありますので、現状を考慮して、ほとんどその国民の負担が増えないということが大事だというふうに思います。

今回のこの請願にあります安保関連3文書が閣議決定されたという中、いろいろ御意見もありますが、この反撃能力っていうことについては、北朝鮮のミサイル技術の向上などに対応するためのものであり、既存のミサイル防衛で塞ぎつつも、相手からのさらなるミサイル攻撃を防ぐ、その抑止力として保有するものだというふうに理解しています。

また、日本に対する武力攻撃が開始されたときに、自衛権行使の三要件、先ほどもありましたけども、に基づき、やむを得ない、必要最小限度の自衛の措置として実施されるもので、どこまでもそれは、専守防衛でなければなりません。また、そういうふうに考えると、この専守防衛ということではいけば、この国際法で禁止する先制攻撃には当たらないというふうに、今の報道とか、私自身が学んできたことでは理解していますので、このたびの請願は、そういった理解からいくと、賛成しかねるなというふうに考えています。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。それでは、質疑を終結いたします。討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。この請願には、賛成の立場で討論をします。いろいろと、議論をね、させていただきましたけど、繰り返しになりますけれども、やはり、専守防衛と言ってきたことを、がらりと変える、敵基地攻撃能力を持つということですね、がらりと変わる、変える、そういったものだというのと、あと、何をもち、自衛のためにね、専守防衛ということで、自衛のために、こちら反撃をしていいのかっていうね、その判断の基準みたいなものも議論の

中でありましたけれども、今のミサイルの状況の御意見もありましたけれども、着手、相手のね、着手の判断を誤って攻撃したら、日本のほうがね、国際法違反の先制攻撃になってしまう危険性も、やっぱりはらんでいると、そういったこともあるわけですね。

それから、予算2倍化についても、国民の負担にならないようにという話もありましたが、そんな保障は一切ありません、はい。そういったことも含めて、この請願には賛成をしたいと思います。

◆砂田典男委員長 そのほかございますか。はい、西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私は、反対のほうでちょっと意見を述べさせていただきます。自国の防衛っていうのは、やっぱり必ず必要じゃないかなと考えております。現在、このウクライナの戦争をきっかけに、ヨーロッパとか、北欧のほうでも、防衛力の強化ということで、いつ我が身に降り注いでくるか分からないような状況が、世界的に見られております。その中で、日米安保条約があるからアメリカに守ってもらってるんだというようなことだけではなくて、やはり、自らの国は自らの国民で守るといふか、そういう自衛力をしっかりつけるためにも、この安保関連3文書のほうは、閣議決定がなされたことに賛成をいたすものでございます。したがって、この請願には反対でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかございますか。以上で討論を終結いたします。

これより、安保関連3文書閣議決定の撤回、敵基地攻撃能力の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める請願を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 はい。挙手少数と認め、本請願は不採択と決定しました。

それでは、不採択理由の確認をさせていただきたいと思います。委員の皆様から御意見はございますか。そうしましたら、ただいま出ました御意見を、正副委員長がまとめ、後半の委員会で御確認いただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

令和5年陳情第1号日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情（採決）

◆砂田典男委員長 続いて、陳情審査に入ります。皆様のお手元に、取下げの文書があると思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 まず初めに、令和5年陳情第1号日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情についてであります。お手元の配付のとおり、陳情者から、取下げ願が提出されております。

お諮りします。本陳情について、取下げを承認することに御異議ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 はい。異議なしと認めます。したがって、本陳情は取下げを承認することに決定されました。

令和5年陳情第3号安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大増税の中止、暮らしと福祉に予算をまわすよう求める「意見書」提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

- ◆砂田典男委員長 次に、令和5年陳情第3号安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大増税の中止、暮らしと福祉に予算を回すよう求める意見書提出を求める陳情について審査いたします。

- ◆伊藤幾子委員 はい。

- ◆砂田典男委員長 ちょっとお待ちください。

- ◆伊藤幾子委員 はい。

- ◆砂田典男委員長 先ほどの意見書について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

- ◆伊藤幾子委員 これですか。

- ◆砂田典男委員長 もう一度聞きます。令和5年陳情第3号安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大増税の中止、暮らしと福祉に予算を回すよう求める意見書提出を求める陳情について、委員の皆様からの質疑、御意見はございますか。

- ◆上杉栄一委員 はい。

- ◆砂田典男委員長 上杉委員。

- ◆上杉栄一委員 これは、先ほどの請願と同趣旨ということですので、同じ扱いで、私はそれでいいと思います。採決はもちろんするんですけども、質疑、討論、討論もされりゃあええと思えますけれども、やはり、そういった形で、委員長のほうに、議事進行お願いします。

- ◆砂田典男委員長 はい。そのようにさせてもらってよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 では、委員の皆様から、質疑、御意見はございますか。

- ◆伊藤幾子委員 はい。

- ◆砂田典男委員長 伊藤委員。

- ◆伊藤幾子委員 はい。この請願には、私は賛成です。この陳情項目は、別紙意見書の提出をすることということで、この9ページのこの意見書案ですね、この意見書を出してほしいというのが陳情の項目です。この中身を見ますと、憲法9条に基づく平和外交こそ、日本が取るべき道ですということと、あと、その大軍拡・大増税を中止し、暮らしと福祉に予算を回すよう強く求めるものと、この2つは、もっともなことなので、私は賛成です。以上です。

- ◆砂田典男委員長 そのほか委員の皆様で、何かございますか。

- ◆上杉栄一委員 はい。

- ◆砂田典男委員長 上杉委員。

- ◆上杉栄一委員 憲法9条に基づく平和外交こそ、日本が取るべき道、それはそれとして、それだけでは、その外国からの脅威には対応できないということだけは言うておきます。

それから、この防衛費のほうを、こちらに、暮らしと福祉の予算に回せというのは、これはまた全然別の問題であります。仮にそれがなくても、それが、暮らしと予算に回すかどうかということ、また別の問題ですので、この件については、私は反対です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、御意見がございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。ここにも書かれてるように、大軍拡・増税を中止しというようなお話がありました。この増税ってところで、よく報道もされております。増税じゃなくて、本当は、無駄の削減が必要だったり、増税によって負担が増えるんじゃないかっていう意見もありますけれども、無駄の削減などを徹底した、徹底して削減した上で、それでも足りない部分は、法人税・所得税・たばこ税で賄うこととしているっていうふうに報道でもありましたが、そういったことで、ほとんど国民の負担は増えないという状況をつくっていきたいということです。防衛力強化のこの財源確保のために、まず、無駄の削減などを徹底した上で、その残りを、法人税・所得税・たばこ税の増税で捻出することとしていると。

法人税については、本来の税額に、4～4.5%を上乗せしますが、私たち公明党は、それを中小企業を守るために、当初170万円としていた法人税額からの控除額を500万円まで引き上げたことにより、課税対象は全法人の6%弱となり、大半の中小企業の負担は増えません。

それから、所得税については、本来の税額に1%の上乗せを行う一方で、東日本大震災の復興予算に充てている復興特別所得税の税率を1%引き下げ、当面、国民負担が増えないようにします。また、復興財源の総額を確保するために、2037年までとなっている復興特別所得税の課税期間を延長します。また、現在の復興特別所得税は、その大半が復興債の償還に充てられており、1%引き下げられても、復興事業に影響はありません。税制の改正大綱にも、公明党の主張で、東日本大震災の復旧・復興に要する財源は、責任持って確実に確保する旨が記載されたところであります。今後も、そうした被災地の復興には全力で取り組んでいかなければなりません。

それから、たばこ税については、1本換算で3円相当の引上げを段階的に実施していくと、そういった内容の増税であるというふうに認識しています。

そういった増税っていうことは大変なことです。そのことが、市民の、国民の暮らしや福祉に影響を与えないようにしていくことは当然だというふうに考えます。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で御意見がございますか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、質疑を終結いたします。討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この陳情第3号には、賛成の立場で討論をします。この陳情は、別紙意見書を提出してほしいということで、その中身は、安保関連3文書の閣議決定に抗議して、大軍拡・増税の中止、暮らしと福祉に予算を回すよう求める意見書となっております。先ほども言いましたけれども、文書の中に、憲法9条に基づく平和外交こそ、日本が取るべき道だと、言わば、そのために外交努力をやっぱり政治の責任でやるべきだと思います。

それから、予算のことですけれども、やっぱりアメリカの言いなりの値段で武器を買うことが本当に正しいんでしょうかと。そういったこともありますので、やはり、この陳情者が願う、

この意見書出してほしいというのは、もっともなことだと思いますので、賛成をしたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、これより、令和5年陳情第3号安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大增税の中止、暮らしと福祉に予算を回すよう求める意見書提出を求める陳情を採決します。本陳情の採択に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手少数と認め、本陳情は不採択と決定いたします。

令和5年陳情第6号日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情（質疑）

◆砂田典男委員長 次に、令和5年陳情第6号日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情について、委員の皆様から、質疑、御意見はございますか。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 この陳情第6号ですけれども、ここでもう、件名の中にあえて、日本全体で解決すべき問題としてということが、非常にこれが引っかけたわけでありまして、ちょっと調べさせて、いろいろと私の考えなり、ちょっと調べたところで、ちょっと意見を申し上げます。

まず、①の学校上空、普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園の飛行禁止、これについて、その飛行禁止をとということで、その1つは出てるんですけれども、これは、その学校上空でのその騒音っていうのは、ただ単に、ここだけの問題ではないわけで、日本国内の米軍基地、あるいは自衛隊基地、あるいは航空、空港周辺というところになれば、そういった騒音問題というのはどこでもあるわけですし、あえてこの、その学校上空の文を入れた陳情が出されたということについて、これは、どうも本市議会が、これを陳情の審議内容としては、そぐわないのではないかとということが1点。

それから、2番目の日本政府の責任において、沖縄県及び宜野湾市とともに、土壌調査とPFASの汚染の土壌入替えということですが、これは、ここに書いてあることからすれば、日本政府、いわゆる沖縄県宜野湾市の責任においてということが書いてあるわけですし、これは、本来は沖縄県であったり、あるいは宜野湾市が責任を持ってこのことについては対応せないけん話であって、これを、この鳥取市議会で、この件について解決する、そういった、それをすべきということにも、これも、やっぱりそぐわないというふうに思います。

それから、3番目、普天間の子供たちを取り巻く空・土・水の安全保障ですけれども、これ、御承知のように、普天間飛行場の危険性を回避するために、辺野古に新しい基地が、飛行場を建設中であって、将来、普天間の危険性がなくなるということでもありますし、ですから、その件について、沖縄がそれを、沖縄県が辺野古について、まだ、いまだに反対してるということ

は、逆に言えば、普天間の子供たちを取り巻く、その安全保障っていうことになれば、県のほうからすれば、早く、新しい辺野古のほうの、急いでくれっていうのが筋じゃないかなというふうに思います。というふうに思うんで、このたびのこの陳情っていうのは、大変、私も日本全国で、全土で、全体でという分については、少しちょっと疑問を感じるところがあるんです。

それから、宜野湾市議会が、26名の議員構成であります。昨年の9月の、22年の9月に市議会議員選挙で、新しく、ちょうど鳥取市議会と、ちょうど同じぐらいに選挙があつてやってくるんですけども、その議員の一般質問の内容について、ちょっと調査をさせてもらいました。まず6月定例会ですね、昨年の22年9月の定例会ですけども、これ改選前です。一般質問が18名立たれておられまして、その中で、基地問題について質問をされた方が2名の議員さん。それから土壌問題が2名、それから10月定例会、ですから、9月の議会ですから、改選後の新しい最初の議会です。その際に、基地問題が4名、土壌問題が5名、それから、12月定例会が23名で、基地問題が3名、土壌関連が5名ということで、その基地問題についても、その反対というのももちろんあるんですけども、中には、その跡地をどういうふうに活用するかというような、言ってみれば、割合とその建設的な質問というのも中にはあるわけですし、ですから、その土壌関連については、これは各党派の中で、この土壌については、そういう質問があつた。

ですから、これからすれば、その土壌調査の実施、土壌の入替え等々については、どちらかというと、沖縄県であったり宜野湾市が、責任を持って、この分については、国なり、あるいは、それこそ県なりに話をするべき話であつて、どうもこの陳情第6号については、まず、この審査そのものが、果たして俎上にのせられるのがいいのかどうか、のせた場合には、これは、この地方議会、鳥取市議会の議会として、これを、それこそ採択という話にはならんんじゃないかなというふうに、私は考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員。

◆岡田 実委員 はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。特に、陳情の要旨の中の1番の学校上空の飛行禁止についてであります。その土地柄をよく分かってないがために、まず地図とか開いてみて、その周辺を確認してみました。そうしますと、ここに、陳情書に記載のございます2つの小学校と1つの保育園があるんですが、そのほかにも多くの小学校・保育園がありますし、あるいは、その飛行の動線上だと思つてますが、そこに宜野湾市役所もございます。さらには、広大なといいますか、かなり広い住宅地もございます。となると、ここに記載のとおりで、もし、この3つの施設の上空の飛行禁止ということをやれば、物理的に、必ずほかを飛ぶような形になりますし、西からアプローチしても、東からアプローチしても、まず、これは難しい問題ではなからうかと思つてます。

そういった全体の話になるときに、やはり思い出すことは、そのために、この普天間基地の周辺の危険を回避するために、辺野古移設という話があつたのではなからうかと。沖縄県民の皆様的心情から捉えれば、なぜ沖縄なんだということもあるので、本土のほうへできないかと

いうことで、九州のほうに移設の検討もしたこともあったというふうに思います。

そういったことを考えれば、やはり、この問題なんですけれども、あくまでも、この基地問題、国防問題というふうに、住民の暮らしと基地問題がセットになった話合いではなかろうかというふうに思うことから、やはり、この鳥取市議会の中でのこの陳情の中で、ここを認める、認めないという以前の話じゃないのかなというふうに思いました。

それから、もう一つ、このPFASなんですけれども、この土壌の入替えにつきましても、これは、まさに地域の話でありますので、これは宜野湾市役所のその中で、県や国とどのように対応しながら、そこの子供たちを、土壌を変えていくのか、あるいは、なぜそこだけが、こういったPFASですか、そういう土壌に汚染されてて、ほかにはないのかということを使うときに、全体的に、ここも宜野湾市において整理するべき内容ではなかろうかと思っておりますので、余計に、この鳥取市議会の議会からの陳情ということには、そぐわないのではなかろうかというふうに思いました。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。この陳情なんですけれども、全国の議会に出されてるっていうような報道を見ました。それぞれ、いろいろ議会によってはね、時期が違うのかもしれませんが、なぜそういうふうな行動に出たかっていうのは、その陳情の要旨の中で、16ページの3のところで、結局、事故から5年たつ現在も、子供の命が守られるための改善が行われていると言いつつ、難しい現状がありますっていうふうに書いてあったんですけど、やっぱりこの危険な状況が変わってないっていうことで、国にもいろいろ要請したけれども、なかなかこう動きがない、そういった中で、全国から声を上げてほしいっていう、本当にそういう、単純なといいますか、そういう思いで上げられたんだろうなと私は思いました。その1番のところの落下事故ね、上空から落ちてきたっていう、これも本当に、当時問題になりました。本当に子供たちが遊んでるところに上から落ちてきた、学校にも扉か何か落ちてきたっていう、そういう危険と隣り合わせの中で子供たちが暮らしてるんだっていうね、そういったことで、本当に政治的にいろいろあるんだろうけれども、何か母親としたら、本当にもうこんな状況で、子供たちを学校や保育園で過ごすっていうのは、もう何とかしてやりたいっていう、もうその思いなんだろうっていうことで、もう私は、単純にそういう受け止めなんです。

それと、あと、そのPFASっていうやつ、これ、ピーファスっていう、有機フッ素化合物、ここだけじゃないんですよ。ここだけじゃなくって、大阪でいえば、ダイキン工業も、このものを汚染した水がね、流れてて、地域住民に被害っていうか、そういったこともあるし、そもそも人工的な化合物で、健康被害もやっぱりあるっていうことが分かってきてると。ただ、日本には、その基準っていうかね、それが無いっていうようなことが書かれてありますけど、やっぱりそういったものが、なぜ、じゃあ、基地の周辺にあるのかってなると、やっぱり使われてるんですよ、消火活動じゃなくて、ちょっと名前忘れましたが。そういった日々の訓練の中で使われてるし、あと、その公共下水に流すっていうことが、実際もう沖縄でされてしまっていて、やっぱりそういったこともあって、すごくこのお母さんたち、この団体の人たちは、やっぱり不安を持って、全国から声を上げてほしいということも言われてるんだと、私は理解し

てるんですが、先ほど、お二人の委員のほうから、市議会として上げるのがどうなのかっていうのもありましたので、ちょっと、いろいろちょっと私も調べさせていただきたいので、次回の委員会に、これは、後半のね、委員会にちょっと回らせていただけないでしょうか。

◆砂田典男委員長 はい。本件につきまして、3月13日の委員会で、もう一度審査したいと思いますけど、異議がなければ、よろしいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 じゃあ、後半の3月13日の委員会で、もう一度審査することといたします。よろしく願いいたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催します。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後2時02分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後3時04分 再開

**【監査委員】・【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】**

◆砂田典男委員長 ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。

本日は、まず、先議分の説明、質疑、討論、採決、続いて、令和5年度当初予算の説明という流れとしております。令和5年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメどおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

まず初めに、富山局長、馬場局長、中村管理者、保木本局長に御挨拶をいただきたいと思います。

○富山 茂監査委員事務局長 はい。皆さん、こんにちは。

（ ） こんにちは。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局長と、併せて公平委員会の書記の富山でございます。本日は、2月補正の御審議と当初予算の説明ということになります。よろしく願いいたします。

○馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 はい。同じく、選管事務局長の馬場でございます。富山局長が言ったとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○中村理人会計管理者兼出納室長 はい。会計管理者の中村と申します。よろしく願いいたします。

本日は、2月議会と、実績報告と、それから、来年度の当初予算の説明、出納室は、特に経常的な経費ばかりですが、また御審議のほうよろしく願いいたします。

○保木本英明市議会事務局長 議会事務局長の保木本でございます。議会の関係、補正予算の関

係は、事業費の実績見込みによるものになります。当初予算の関係は、全協でも説明させていただきましたが、前年度比で452万6,000円の増というふうになっておりますけども、詳細につきましては、植田次長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。

議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議事に入ります。議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分の御説明を一括してお願いいたします。

○富山 茂監査委員事務局長 はい。

◆砂田典男委員長 富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 はい。監査委員事務局長の富山です。そうしますと、2月補正の説明資料を用いて説明させていただきます。公平委員会と監査委員の部分になります。資料は2ページになります。

そうしますと、上段の公平委員会費でございます。公平委員会費は111万1,000円の減額を計上しております。これは、公平委員会相互の情報交換や研修会の開催をします、全国や中国地区などの都市公平委員会の会議や研修が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となったり、総会が書面決議により行われたため、出席旅費を計上しています都市公平委員会費、出席負担が不要になったものによる減額でございます。

続きまして、下の段の監査委員費でございます。監査委員費は56万9,000円の減額を計上しております。これも、全国・中国の都市監査委員会の総会とか、これも研修会の出席旅費を計上しております都市監査委員費が減額になったものと、併せて西日本監査委員会、これも中止になりましたが、これが負担金が不要になったものでございます。研修機会が少なくなったため、オンラインで行われる研修を受講するため、一部をオンラインでの研修会参加負担金に組み替えて受講したもので、4万4,000円の増額というものを計上しております。以上になります。

○馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 はい、馬場局長。

○馬場睦雄選挙管理委員会事務局長 はい。選管事務局長の馬場でございます。では、補正予算について、選管事務局が所管する分を説明させていただきます。説明資料、続いて3ページ目を御覧ください。15の国庫支出金、16の県支出金の選挙費委託金を、事業実績に基づいて、それぞれ合計で308万5,000円の減額と、151万8,000円の増額をするものでございます。

それと、21諸収入の雑入ですが、市議会議員選挙において、2人の候補者が供託金没収の法定得票数に達しなかったことにより、60万円を受け入れたものでございます。

次に、説明資料の4ページを御覧ください。2総務費、4選挙費、1選挙管理委員会費、選挙管理委員会費でございます。予算書は80ページ、所属別事業一覧は76ページになります。

総額で78万1,000円の減額でございます。主な理由としては、新型コロナウイルス感染の影響により、全国市区選挙区管理委員会連合会定期総会及び中国支部定期総会、研修会などが中止になったことによる旅費等の減でございます。

次に、6市議会議員選挙費でございます。予算書は同じく80ページ、所属別事業一覧も同じく76ページになります。これは、昨年11月20日に執行されました市議会議員選挙において、事業実績により、総額で2,238万4,000円を減額するものでございます。主な理由といたしましては、時間外勤務手当は、若い職員や会計年度任用職員等により、事務従事の依頼したこと等により、551万5,000円の減、通信運搬費は、選挙公報を郵送から新聞折り込みに変えたこと等により、465万1,000円の減、負担金は、候補者が見込みよりも少なかったことにより、公費負担、市費負担が537万円減額になったものでございます。

次に、12参議院議員選挙費でございます。予算書は82ページ、所属別事業一覧は76ページになります。これは、昨年7月10日に執行されました参議院議員通常選挙について、事業実績により、総額で307万3,000円を減額するものでございます。理由といたしましては、12月議会で人件費等の補正を行いましたので、物件費等について、実績に基づいて補正を行うものでございます。

最後に、23県知事・県議会議員選挙費でございます。予算書は同じく82ページ、所属別事業一覧は76ページになります。これは、令和5年4月9日に執行予定の県知事選挙及び県議会議員一般選挙について、実績見込みにより、総額で151万8,000円を増額するものでございます。主な理由といたしましては、最近、特にポスター掲示場や選挙公報の印刷代と諸物価高騰により、増額したものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 中村管理者。

○中村理人会計管理者兼出納室長 はい。会計管理者、中村です。資料は5ページになります。出納室の分です。まず、出納事務費、総務費の真ん中辺りにあります。その中の手数料についてです。金融機関等に支払う事務取扱手数料の実績見込みによる減、それから、口座振替データ伝送システムサービスを、ファームバンキングから新システムに移行経費を、一部5年度へ見送ったことによる事業実績見込みによる減として、110万4,000円の減です。

それから、一番下になります、一時借入金利子になります。新型コロナウイルス感染症対策として拡充した制度融資の、金融機関への預託資金の一時借入れを行った際の利息の実績見込みの減として、214万7,000円となります。その理由としまして、借入利息の入札による減、それから、借入期間の短縮したことによりまして、利息の抑制を図ったものによりまして、214万7,000円の減ということになっております。以上です。

◆砂田典男委員長 植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。市議会事務局、植田です。私のほうからは、市議会の内容について御説明をさせていただきます。説明資料は6ページを御覧ください。予算書は60ページということで、まず、歳入のほうから御説明をさせていただきます。

21番、諸収入の雑入ということで、項目としましては、政務活動費等に係る利息分の返還金等ということで、この項目の中に、複合機のコピー代として受入れたものなんかも、ここに

含まれております。締めて2万4,000円の増額ということで上げさせていただいております。歳入は以上です。

続きまして、7ページのほうを御覧いただけますでしょうか。はい。予算書は68ページ、所属別事業一覧が74～75ページということで上げさせていただいています。

まず、職員費ということで、39万1,000円の増額になります。これは、職員の時間外勤務手当分ということで、実績の見込みにより増額をさせていただいているものです。

続きまして、調査研究費ということで、こちらが718万7,000円の減額ということになります。旅費の実績ということで、会議に参加をしなかった分とか、それから出張に行かなかった、調査に行かなかった分なんかの旅費の実績に合わせて、減額の補正をするものでございます。

その下が運営経費ということで、上段、市議会運営分ということで、こちらも、行政視察中止の実績見込みに伴うものということで、25万4,000円の減。具体的には、行政視察、受け入れるときのバスの借り上げ料の実績による減額ということになります。

次の段、議会中継・放映費ということで、こちらが21万6,000円の減額です。こちらは、傍聴席のほうに字幕表示用のモニターということで導入をさせていただいておるんですけども、そちらの購入の実績に伴い減額をさせていただくものでございます。

続きまして、政務活動費交付金、これが413万円の減額ということになります。こちらも、4月～12月の改選までの精算のほうをさせていただいた分に伴いまして、不用見込み分の減額ということで上げさせていただいてるものです。

次、全国市議会議長会負担金等ということで、これも締めて12万円の減額ということになります。不参加とかの会議が、締めて6つございまして、その分の減額をするものでございます。

最後に、事務局費ということで、こちら10万6,000円の減額ということで、これは、事務局長、それから事務局の職員の旅費ということになるんですけども、こちら実績の見込みということで減額をさせていただいてるものでございます。市議会事務局分は以上です。

◆砂田典男委員長 はい。御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第19号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採用します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◆砂田典男委員長 それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後3時18分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後3時33分 再開

【その他】

◆砂田典男委員長 はい。それでは、その他の項目に移りたいと思います。総務企画委員会を再開いたします。

令和5年度総務企画委員会視察について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、その他、令和5年度総務企画委員会視察についてに入ります。お手元に、鳥取市議会総務企画委員会視察についてという資料を配付しておりますが、令和5年度一般行政視察の視察予定日、視察テーマ、視察先について、御意見を伺いたいと思います。

まず先に、視察について、事務局、説明をお願いいたします。中川係長。

○中川真理市議会事務局議事係長 はい。それでは、視察について説明を申し上げます。視察日程は、令和5年5月22日（月）～26日（金）までの間で、2泊3日を予定していただきますようお願いいたします。視察のテーマ、視察先については、現時点で未定です。参考までに、資料に過去の視察テーマと視察先を記載させていただいております。なお、旅費や日程等の制限もありますので、御希望に添えない場合もございますことを御承知おきください。事務局からの説明は以上です。

◆砂田典男委員長 はい。それでは、来年度の行政視察を5月22日の週に2泊3日で行いたいと思います。委員の皆様で、御都合の悪い日はございますか。

◆上杉栄一委員 悪い日はないけど、早く決めてほしい。

◆砂田典男委員長 じゃあ、予定どおり、じゃあ5月の22日から3日間ということで、どうでしょう。中川係長。

○中川真理市議会事務局議事係長 はい。受入先のこともありますけれども、先ほどお伝えしたように、現時点では、行き先、テーマ等については未定です。まず、日にちを決定していただいた後、御希望に添える中で調整を進め、御希望に添えない場合もあることだけ御承知おきいただければ、日程を決定していただくことが最優先となります。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。毛利局長補佐。

○毛利元市議会事務局局長補佐 参考までに、委員会視察の決め方ですけど、まず日程を決めていただいて、この日の3日間ということで、通常だをお願いをしております。その後、例えば、今すぐ、例えばテーマが見たいという方もいらっしゃる、ある一定の何日までというようなことで期間を定めて、何日までに御希望があればということで、委員長のほう、事務局なり委員長のほうまで申し出ていただいて、調整をその3日間で、決まった3日間ですというふうなことが、これまでの流れでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 それでは、まず、日程を確認しましょう。5月22日から3日間ですよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 はい。じゃあ、そのような日程で調整していただきます。視察テーマや視察先につきましては、いかがいたしましょう、希望がありましたら。
- ◆砂田典男委員長 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 希望があれば、今言ってもらやあいだけども、なかなか。だから、1週間ほど、それこそ、その申込みの期間は決めて、そこで出たようなものについて、正副委員長と事務局で協議していただいてということでもいいんじゃないですか。
- ◆砂田典男委員長 はい。それでは、皆さんの御要望がありましたら、3月8日までに事務局まで申し出ていただいたら、その後は、事務局と私、正副で協議して決定させていただきたいと思えますけど、それでよろしいですか。はい、柳委員。
- ◆柳 大地委員 その視察先選ぶ上で、何かこう条件とかがあれば、公共施設じゃないといけなとか、そういう何か条件はありますか。
- ◆砂田典男委員長 中川係長。
- 中川真理市議会事務局議事係長 条件と言えどというところでお聞きをいただきたいんですけども、総務企画委員会として視察を行いますので、こちらが所管する事務に関連するものというところの制限はございますが、公共施設に限るものではありません。以上です。
- ◆砂田典男委員長 はい。柳委員、よろしいですか。
- ◆柳 大地委員 はい。大丈夫です。
- ◆砂田典男委員長 では、3月8日までに、事務局のほうに、例えば、あらかたの希望地とか、テーマとかを事務局に提出しといていただければ、後ほど正副委員長と事務局とで、決定次第また皆様にお知らせするというので、よろしいですね。
- （「はい」と呼ぶ者あり）
- ◆砂田典男委員長 はい。以上で総務企画委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後3時38分 閉会

# 令和5年2月定例会

## 総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時: 令和5年2月27日(月)

10:00~

場所: 本庁舎7階第1委員会室

### 総務部・危機管理部

#### 《 総務企画委員会 》

#### ◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第19号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第10号)【所管に属する部分】

議案第26号 令和4年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算(第1号)

#### ◎議案【先議分以外：説明】

議案第35号 鳥取市税条例の一部改正について

議案第36号 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正について

議案第49号 包括外部監査契約の締結について

議案第54号 工事請負契約の変更について

#### ◎報告

報告第1号 専決処分事項の報告について(危機管理課)

鳥取市公共施設の整理合理化に関する方針について(市政政策コメントにむけて)  
(資産活用推進課)

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業について(人権推進課)

#### ◎請願【質疑・討論・採決】

#### <請願(新規)>

令和5年請願第1号 「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める請願

↓ 次ページがあります ↓

